

令和7年第5回府中町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 開 会 年 月 日 令和7年12月12日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年12月15日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 力山彰君   | 副議長 | 森本将文君  |
| 2番  | 橋井肇君   | 3番  | 安部智恵美君 |
| 5番  | 松本真明君  | 6番  | 梶川三樹夫君 |
| 7番  | 木田圭司君  | 8番  | 三宅健治君  |
| 9番  | 川上翔一郎君 | 10番 | 西山優君   |
| 11番 | 坂田栄一君  | 12番 | 山口晃司君  |
| 13番 | 齋藤昇君   | 14番 | 宮本彰君   |
| 15番 | 田中伸武君  | 16番 | 二見伸吾君  |
| 17番 | 狩野雄二君  | 18番 | 金澤映理子君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|   |   |               |
|---|---|---------------|
| 町 | 長 | 寺尾光司君         |
| 副 | 町 | 長 桑原強君        |
| 教 | 育 | 長 新田憲章君       |
| 総 | 務 | 企 画 部 長 谷口充寿君 |
| 財 | 務 | 部 長 増田康洋君     |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長  | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部 長  | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部 長      | 磯 亀 智 君   |
| 建設部区画整理担当部長  | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長        | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長      | 屋 敷 学 君   |
| 危 機 管 理 監    | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 総務企画部次長兼職員課長 | 岩 崎 雅 男 君 |
| 財務部次長兼財政課長   | 土 井 賢 二 君 |
| 教育次長兼学校教育課長  | 宍 田 貴 君   |
| 総 務 課 長      | 梶 山 睦 生 君 |
| 健 康 推 進 課 長  | 平 岡 直 美 君 |
| 環 境 課 長      | 相 原 一 夫 君 |
| 環 境 課 主 幹    | 長 西 宣 夫 君 |
| 社 会 教 育 課 長  | 砂 崎 勇 介 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第5回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

議事日程第2号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。



6 番梶川議員からの一般質問、職員が安心して働ける職場環境づくりについてに答弁いたします。

まず初めに、当町の現状ですが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、いわゆる育児・介護休業法の改正を受け、本年4月からは時間外勤務免除の対象となる職員の範囲の拡大、また10月からは育児部分休業や介護時間の制度の拡充等の改正を行い、職員が仕事と妊娠・出産・育児や介護との両立をしやすい職場環境の整備に取り組んでいるところでございます。

それでは、順に答弁いたします。

一つ目の御質問、過去3年間における育児休業・介護休業の取得実績はどうなっているかについてです。

育児休業は、子を養育する職員を対象とした休業制度で、正規職員は子が満3歳に達するまで、会計年度任用職員は子が満1歳に達するまで取得することができる休業制度です。取得状況についてですが、会計年度任用職員を含め、令和4年度における取得者は9名、令和5年度及び令和6年度はそれぞれ12名となっております。

次に、介護休業についてです。

介護休業とは、介護を必要とする親族を介護するために取得できる休業制度で、町では、介護休暇の名称で運用しております。正規職員については最長6か月間まで、会計年度任用職員は最長93日までの期間に1日または1時間単位で取得できます。

なお、過去3年間における介護休暇の取得実績はございません。ただし、同様に年5日まで取得できる短期介護休暇については、令和4年度が1名、令和5年度が5名、令和6年度に3名が取得しております。

続いて、二つ目の御質問、男女別、職種別での取得状況に偏りはないかについてです。

育児休業の過去3年間における取得状況を男女別で見ると、男性職員については、対象者18名に対し、取得者が14名で、取得率が77.8%でした。一方、女性職員については対象者19名全員が取得しており、取得率は100%となっております。このデータから、男性職員の取得率が相対的に低い状況が確認されます。

また、介護休暇については取得実績がないものの、短期介護休暇の取得状況を確認すると、過去3年間において取得者の男女比では男性職員が2名、女性職員が7名で、女性職員の取得者が多いという結果となっております。

次に、職種別での取得状況の比較です。

事務職、保健師や土木技師等の専門職、消防職、会計年度任用職員それぞれの過去3年間における育児休業の取得率は、事務職が90.5%、専門職が83.3%、消防職が75.0%、会計年度職員が100%で、消防職の取得率が相対的に低いことが確認されます。

続いて、三つ目の御質問、休業取得を希望しながらも断念した職員がいた場合、その理由や背景は把握しているかについてです。

これまでのところ、育児休業や介護休業制度の取得について、本人の申請に基づき、希望どおりに承認している状況であり、休業取得を断念した事例については把握しておりません。

今後も職員が安心して休業制度を利用できる職場環境を継続的に整備するとともに、制度取得を促進する雰囲気醸成に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

今の答弁にありましたように、育児休業については、女性職員は100%に対し、男性職員は77.8%と、男性職員の取得率がやや低いようですが、一昔前に比べると、随分、男性職員の取得率も上がってきているのではないかと感じております。さらなる男性職員の取得率の向上を願っております。

また、介護休暇を取っている職員はないものの、短期介護休暇は取得している職員も男性職員2名、女性職員7名ということで、今後も増えていくのではないかと感じております。今後ともよろしくお願いいたします。

職種別では、消防職の取得率がほかに比べて低いようで、もちろん取得しにくい環境にある仕事の内容から、消防職員のさらなる補充が必要だと感じております。

今後も役場職員が安心して働ける環境づくりをお願いします。

そこで、3点、再質問をいたします。

1点目、育児・介護休業法の整備により、この制度をより利用しやすくするための職場づくり、例えば上司の理解促進、業務の引き継ぎ体制の整備などについて、どのような取組を行っているか。

2点目、今後、制度の利用促進や職員の意識改革に向けた研修や啓発活動の予定はあるか。

3点目、柔軟な働き方（テレワークや時差出勤等）などの導入、拡充についての検討状況はどうなっているか。

以上、3点を質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

6番梶川議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

一つ目、制度を利用しやすくするための職場環境づくりについて、どのような取組を行っているのかについてです。

当町では、職員が育児や介護といった制度を利用しやすい職場環境を整えるため、職場の理解促進及び対象職員への配慮を目的とした取組を行っております。具体的には、職員またはその配偶者等の出産予定日が分かった場合には、出産予定届を所属長経由で職員課に提出していただきます。さらに、今年度からは、育児や介護制度の利用意向の確認を開始し、制度利用が円滑に進むよう、職場環境づくりを推進しております。

二つ目、今後、制度の利用促進や職員の意識改革に向けた研修や啓発活動の予定はあるかについてです。

現在、当町独自のライフワークバランス関連の研修等は実施しておりませんが、広島県自治総合研修センターで実施しております関連研修の受講を職員に推奨しており、今年度も2名の職員が参加しております。また、今後は他自治体における同様の取組についても情報収集を行い、参考にできる取組があれば、積極的に導入を検討してまいりたいと考えております。

最後、三つ目、柔軟な働き方（テレワーク・時差出勤等）の導入・拡充についての検討状況はについてです。

当町では、令和4年度にテレワーク制度を導入しておりますが、昨年、令和6年度の利用実績としては、延べ13名と制度利用が進んでいない状況でございます。そこで、今年度はテレワークの積極的な活用を促進するため、情報管理課と連携しながら具体的な推進方法について協議を進めております。

また、時差勤務についても以前から制度導入を行っておりますが、本年10月からは新たに育児や家族介護を理由とした時差勤務も可能となり、これまで以上に制度利用が進んでいくものと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 答弁ありがとうございました。3回目はちょっと要望をさせていただきます。

近年の報道を見ると、急激な人口減少で働き手不足が大きな社会問題となっております。特に看護師、介護士、保育士など、人材不足がよく報道されております。今後、公務員の確保も大変になってくる時代もやってくるかもしれません。そのためにも、職員が安心して働ける職場環境づくりは大切かつ重要なことだと思っております。

先ほど答弁をいただきましたが、育児・介護休業の制度を利用しやすくするための職場環境づくり、意識改革に向けた研修、先ほど話がありました広島県自治総合研修センターで実施している関連研修、今回は育児と仕事のライフデザインという研修だったのですが、とても内容がよいそうなので、そういうことへの参加、また柔軟な働き方のさらなる推進をお願いいたしまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、職員が安心して働ける職場環境づくりについて、6番梶川議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2項、府中町における重点支援地方交付金の方向性について、5番松本議員の質問を行います。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 5番松本です。皆さん、おはようございます。

私は府中町における重点支援地方交付金の方向性について、お尋ねしたいと思いません。

先月11月21日に、物価高を受け、政府は総合経済対策を閣議決定し、電気・ガス料金支援や、子ども1人当たり2万円給付、そしてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置された

重点支援地方交付金が打ち出されました。

現状として、前月 28 日に総務省が発表した 11 月の東京都区部の消費者物価指数はコア C P I が 111.4 となり、前年同月比で 2.8% 上昇しました。特に米類の上昇率は 37.9% と顕著となっており、依然として高止まりが続いております。

ここで質問です。過去に府中町では、歳出面で各種事業において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援を行ってきましたが、過去の同類の支援実績と、そのメニューの選択理由、そして、このたびの物価高騰に関する重点支援地方交付金について、どのような方向性のメニューをお考えか教えていただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） おはようございます。財務部長です。

5 番松本議員の一般質問、府中町における重点支援地方交付金の方向性についてに答弁いたします。

議員おっしゃいますように、先月 21 日の閣議決定に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充が盛り込まれたところです。以下、交付金と申しますが、追加配分 2 兆円、うち食料品の物価高騰に対する特別加算が 0.4 兆円とされています。町への配分額や財務上の手続などに関しては、現段階で示されておりません。

それでは、一つ目の御質問、過去の支援実績についてです。

交付金は、住民税非課税世帯等を対象とした、全国一律の給付事業も対象としていますが、本答弁は、町独自の事業のみを対象とすることとし、期間は令和 4 年度から令和 6 年度といたします。

高齢者施設、障害者施設、保育施設に対する電気料金や食料費の高騰に伴う給付事業は毎年度、行っております。小中学校児童生徒の給食費に対する充当も同様、毎年度、行っています。また、運送事業者や中小企業に対する支援も行いました。そのほか、省エネ家電の買替えに対する補助や町民生活支援クーポンの配布などを行いました。いずれの事業も、その都度、世相や町の状況、国の示す推奨事業メニュー、近隣自治体の取組などを踏まえ、適時適切に判断した施策について予算化を図っているものです。総額約 5 億 3,000 万円の交付金を活用し、支援を事業展開してまいりました。

二つ目の御質問、このたびの交付金の方向性ですが、全体の概要が不明なことから、現段階で具体的な事業立案はできておりません。しかし、待ち望んでおられる町民も多く、何より機運を逃しては臨時的な事業である意味も薄れてしまうことから、町内部では既に事業検討に着手しているところです。基本的な考え方は踏襲しつつ、できる限り、町民が交付金の享受を実感できる事業について考えてまいりたい。現時点ではそのように考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 答弁ありがとうございます。

重点支援地方交付金の予算額が不明の段階であるにしても、対象の方向性を考えておくことは有効であると思います。このたびの物価高騰に関する重点支援地方交付金のメニューは、なるべく全ての住民にひとしく行き渡るものを検討していただきたいと思います。なぜならば、市中の物販、サービスの物価高騰に加え、府中町の行政サービスにおいても、下水道使用料の値上げ、放課後児童クラブの有料化を実施するなど、住民や中小企業事業者の取り巻く環境は、より一層、厳しさを増しているからでございます。

その中で、府中町の現状を踏まえつつ、町民全員へのプレミアム付商品券や地域振興券等のクーポン券の配布や現金の給付、下水道使用料の減免、もしくは世間をにぎわせているおこめ券の配布等、住民全体が享受できるメニューが、過去の府中町実績のみならず、各自治体の事例を参考にしてみてもいろいろあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 財政課長兼職次長です。

5番松本議員の2回目の御質問に答弁いたします。

部長が答弁しましたとおり、現段階で具体的な事業立案はできておらず、検討の状況です。議員から国の推奨事業メニューに沿った具体的な事業提案がありましたが、参考にさせていただくとともに、近隣自治体の取組も情報収集したいと考えております。

また、できる限り、町民の皆様が交付金の享受を実感できる事業としたいという町の考えは、議員のお考えと相通ずるものがあると思います。町民の皆様の御期待に応えられる事業となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 御答弁ありがとうございました。私のほうから要望になります。

既に広島県においては、廿日市市は9日、物価高騰への対策として、おこめ券ではなく、全市民に1人当たり3,000円の現金給付をする方針を発表いたしました。する、しないは各自治体の判断に委ねられ、また、何をどう支援するかは理事者が決めることではありますが、住民を取り巻く環境を考慮し、返す返すにはなりますが、特定の人、事業者にのみ恩恵があるのではなく、このたびの重点支援地方交付金に関しては、予算の規模が明確になった際には、その点を考慮していただき、ほかの自治体の動向も配慮し、メニューの選択をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、府中町における重点支援地方交付金の方向性について、5番松本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項、スポーツに親しむ環境づくりについて、13番齋藤議員の質問を行います。

13番齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 皆さん、おはようございます。13番齋藤です。

私の質問は、スポーツに親しむ環境づくりについてを一般質問させていただきます。

超高齢化社会を迎え、健康寿命の延伸が重要な課題となっています。高齢者の方がいつまでも御家庭で元気に過ごすために注目されているのがフレイル予防です。フレイルとは、加齢に伴って心身の機能が衰え、健康な状態と要介護な状態の中間に位置しますが、早期に対策することで健康な状態に戻り、日常生活に制限なく健康に過ごせる期間イコール健康寿命が延びます。

第66回広島県公衆衛生大会、健やかな暮らしをつくる人々の集いが11月19日に広島県立福山産業交流会館で開催され、私も参加しました。最後の講演は、元NHK、今日の健康キャスター、久田直子先生の「元NHK、今日の健康キャスターが伝

授、フレイル予防につながる食事と運動とは」で、健康寿命につながる内容の濃い講演でした。

広島県の令和4年の男性の健康寿命は72.13年、全国順位34位、全国平均72.57年です。女性は75.85年、13位、全国平均75.45年で、全国平均より上で、優秀です。男性より3.72年、約4年長寿です。私も現在77歳10か月で健康に留意し、努力しています。

フレイル予防には、1. 運動、2. 食事、3. 社会参加・人との交わりの三つの柱があります。好きな人と好きなことをして、好きなものを食べて楽しく過ごす。私も70歳前後に約6年間ぐらい緑ヶ丘グラウンドゴルフで、空城山公園の運動場でプレーを楽しみました。また、役員として多くの行事に参加し、貴重な体験が鮮明に脳裏に刻まれています。

グラウンドゴルフは日本で高齢者向けに考案されたスポーツで、ニュースポーツの一種で、ルールが単純明快で、年齢、運動能力に関係なく、一緒にプレーできるのが最大の魅力です。私が現役でプレーしているときも数名の90歳代の男女がおられ、最高年齢は96歳の男性でした。

1982年、昭和57年に鳥取県湯梨浜町で考案されました文部省、現文部科学省の生涯スポーツの推進事業の一環として、高齢者の健康維持を目的に誕生しました。高齢者のいきいきポイントの対象で、多くの人たちが参加し、今では海外へも普及しています。私の妻もマンションの集会室で、高齢者のいきいき体操を週に2回、二十数名の女性メンバーと楽しんでいます。体操だけではなく、花見、野外活動、忘年会など多くの行事も実施し、多くの友達もでき、生きがいになっています。帰ってきて、私に楽しそうに話を聞かせてくれます。少し鬱陶しいときもあります。

そこで、町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりについて、以下のとおり、お伺いいたします。

1点目、町民がスポーツに親しめる環境づくりに対する町の計画での位置づけ、考えは。

2点目、町内ではグラウンドゴルフ、卓球など様々な団体がスポーツ活動に取り組んでおられると承知していますが、各活動団体の現状と町教育委員会としての支援は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） おはようございます。教育部長です。

1 3 番齋藤議員からの一般質問、スポーツに親しむ環境づくりについてに答弁いたします。

1 点目の御質問、町民がスポーツに親しめる環境づくりに対する町の計画での位置づけ、考えについてですが、町では、令和3年度から5年間を計画期間とする府中町スポーツ推進計画を策定し、「1人1スポーツで 心身の活力みなぎる あきふちゅう」を基本理念に掲げています。当該計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、住民の誰もがスポーツを身近に親しみ、スポーツの力による心身の健康と豊かさの実現を目指して各施策に取り組んでいます。

御質問にあります高齢者については、基本施策で「高齢者のスポーツ習慣づくり」として、健康・体力づくりだけでなく、社会参加の場として重要な役割を備えており、また、若い世代とともに地域社会を支え、地域活性化の一翼を担うことから、府中町高齢者いきいき活動ポイント事業を活用するなど、スポーツによる活力が生まれるよう推進しています。

2 点目の御質問、各活動団体の現状と町教育委員会としての支援についてですが、議員、御質問のとおり、町内にはグラウンドゴルフ、卓球など様々な団体が町内公共施設を利用し、スポーツ活動を実施されております。町では毎年度、町内に居住、在勤または町内の学校に在学している者が会員の半数以上いるなど、一定の要件を満たした10名以上の会員が継続的に活動している団体につきまして、安定的な活動を支援するため、体育施設の定期使用を認め、活動支援をしているところです。

なお、令和7年度で当該計画期間は終了し、令和8年度から第2次府中町スポーツ推進計画を現在、策定しております。引き続き、誰もがスポーツに親しむ環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 3 番齋藤議員。

○1 3 番（齋藤 昇君） 答弁ありがとうございました。

高齢化が加速する中、年齢や性別、運動能力などに関係なく、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを、より一層進めていくことは非常に重要と思いますので、次期計

画にも盛り込んで、着実に進めていただきたいと思います。

また、府中町で行う高齢者の参加のスポーツイベントに参加されたい気持ちはあるが、交通手段に問題があるとの話をよく聞きます。ある程度の、例えば10人以上の参加人数が確保される場合の行き帰りの送迎はいかなもののでしょうか。

最後に、多くの高齢者の方が親しまれているグラウンドゴルフについて要望して、私の質問を終えたいと思います。

グラウンドゴルフは誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの一種で、御答弁でも紹介あったスポーツ団体の一つとして、町内でも多くの方が親しんでおられます。また、町においても、高齢者いきいきポイント事業の対象としたり、広島高速道路の高架下に広場を整備したりするなど、活動を支援されているものと承知しています。

要望として、ベンチ、あずまやなどの休憩場所の設置もよろしく願いしておきます。より一層、活動を活発化するための提案としてですが、例えば、敬老の祝行事として、町主催のグラウンドゴルフ大会を開催するなど、披露の場をつくることも活動者の励みになりますし、新たな参加を呼び込むきっかけとなると思います。そのほかのスポーツのことも含めまして、こうした披露の場づくり、主催大会の開催について要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、スポーツに親しむ環境づくりについて、13番齋藤議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第4項、放課後児童クラブの利用者意見について、4番森本議員の質問を行います。

4番森本議員。

○4番（森本将文君） おはようございます。4番森本です。

通告に従いまして、放課後児童クラブの利用者意見について、質問をさせていただきます。

昨今、児童を取り巻く環境は変化してきており、時代の変化に伴う家族の在り方の変化、物価高騰により家計が圧迫されていることなど、様々な理由により、親が働きに出ている世帯は増加傾向にあります。具体的に広島県では平成24年で46.2%、平成29年で57.3%、令和4年で67.1%が親が働きに出ている状況であり、放課後児童クラブに対するニーズもこれまで以上に高まってきていると感じております。

実際、府中町においても、児童数に対する放課後児童クラブの登録者数の割合は右肩上がりが増えてきており、令和5年で22.6%、令和6年で23.5%、令和7年で24.7%、全国的な流れと同様の状況にあると言えます。

そもそも、放課後児童クラブとは、放課後や夏休みなどの長期休業中、就労などによって保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭の代わりに適切な遊びや生活の場を提供し、子どもたちが安全に過ごす中で健全な育成を図ること、また、児童クラブが保護者に代わって生活全般を指導するのではなく、保護者が家庭の中で子どもを温かく育むためのお手伝いをするを目的として運営されています。

以上を踏まえますと、放課後児童クラブとしては、利用を希望する保護者全員が児童を安心して預け、そして、支援員は児童に対して適切な遊びや生活をするための手伝いを満足に行えている状態、こういった状態がありがたい姿ではないでしょうか。

一方で、府中町の放課後児童クラブの現状を見てみますと、直近では、2年連続で夏休み期間中の受入れを断った学年が一部の学校区で発生していたり、現状においても、私のところに利用されている保護者の方々から定期的に活動内容などについて相談を受けたりするなど、ありがたい姿と比較をするとギャップがあり、改善の余地があるように感じております。

支援員の方々は日々懸命に職務を果たされようと尽力され、敬意を表するところではございますが、人手不足、そして限られた施設環境の状況下においては限界があります。今年11月7日に開催されました全員協議会での説明内容を踏まえますと、課題としては、児童や保護者の意見・要望を把握する体制を整備すること、そして要望改善につなげるための予算を確保すること、また、必要な支援員確保に向けた施策を遂行することだと考えられます。

そこで最初の質問ですが、今、挙げました三つの課題の中でも、現状を把握しなければ何も始まらないことを踏まえて、まずは児童もしくは保護者に向けた定期的なアンケートの実施を行っていくべきと考えますが、それに対する町の考えをお伺いします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

4 番森本議員からの一般質問、放課後児童クラブの利用者意見についてに答弁いたします。

子どもの健全な育成、保護者の皆さんのお手伝いをするべく、町では公設公営の放課後児童クラブを町内小学校 5 校全てに設置し、運営を行っています。近年では、高まっている需要に対し、登録児童数も増加し、議員、御指摘のとおり、令和 6 年度、令和 7 年度の 2 年連続で夏季休業中の申込者の一部につきまして、受入れを停止したところでございます。

また、運営について、適正なサービス維持・向上に向け、日々努力しているところではございますが、保護者から活動内容などについて御意見を頂戴することもあり、限られた施設環境、人員体制の中で、可能な範囲で改善に努めているところでございます。

それでは、御質問の児童もしくは保護者に向けた定期的なアンケート実施を行うことについての町の考えについてですが、町では、本年 8 月から 9 月にかけて、放課後児童クラブを利用されている児童の保護者に対し、利用者アンケートを実施しました。今回のアンケートは有料化を検討するに当たり実施したもので、それに合わせてサービス向上に向けた対策の一助となるよう具体例を選択肢として提示し、行ったものです。そのほか、手続や支援員の体制、設備等の満足度についても行い、改善策について調査研究を行うこととしています。また、自由記述も設けており、一つ一つの御意見を参考にさせていただいているところでございます。

今回のアンケートより前では、令和元年 1 1 月に実施しており、その際は延長利用の希望時間を主に把握するためのアンケート調査を行っております。今回、前回とも、町の課題解決のためのアンケート実施となっており、議員、御質問にあります、児童や保護者の意見・要望を把握する体制の整備には至っていない状況と認識しているところです。

放課後児童クラブの運営に当たり、児童や保護者の声を聞くことで満足度や不満を把握し、サービス内容の評価や要望の収集に努めることは非常に重要です。そのため、アンケートは具体的な課題を特定し、事業運営の改善や資質向上に役立つものと考えております。また、利用料の有料化を来年 6 月から開始することもありますので、放課後児童クラブの運営状況をしっかり検証することが必要となってまいります。

議員、御質問の趣旨も踏まえ、今後は定期的に児童や保護者の意見・要望を把握し、

保護者が安心して子育てと仕事や介護、育児、看護などができる、よりよい放課後児童クラブにするため、年1回のアンケートを実施したいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

4番森本議員。

○4番（森本将文君） 御答弁ありがとうございました。

保護者からは、「子どもを預けている手前、面と向かって意見を言いにくい」とか、「そもそも仕事をしているので、教育委員会に行く時間がない」などの意見を伺っております。アンケート調査は定期的に行う実施していただけるとのことですので、ぜひ早急に進めていただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは、2回目の質問をいたします。

11月7日の全員協議会の中で、町当局が示された放課後児童クラブの有料化に伴うサービス向上対策、長期休業中の昼食配達、通信アプリ導入の実現性について質問します。

いずれも保護者の負担軽減につながり、サービス向上対策として検討するにとどまっていますが、実現に向けて一歩、踏み込んだ答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。

森本議員からの2回目の御質問にお答えします。

一つ目ですが、長期休業中の昼食配達についてですが、県内でも幾つかの市町で採用されております。内容といたしましては、民間事業者と契約し、保護者自らがその事業者へ弁当を申し込み、配達されるもので、実費負担となります。料金は直接、民間事業者へ支払いを行います。配送料は町が負担いたします。夏休みなど長期休業中において、1日活動日は弁当を持参する必要がありますが、配達サービスを利用することで弁当の用意が要らなくなるということもあり、保護者の負担軽減として導入を検討してまいりたいと考えております。

二つ目の通信アプリについてですが、児童が放課後児童クラブに来たとき、帰るとき、児童ごとに、例えばQRコードのようなものを読み込むことで、保護者のスマートフォンなどに通知が届き、放課後児童クラブに登会・下会したことが確認できます。

また、連絡ノートにより連絡事項のやり取りを行っていることが電子でできること、現在、欠席連絡などについては、あらかじめ連絡ノートに記載、当日の電話などで連絡するとしておるところですが、24時間通信アプリを用いて連絡することができます。登会予定の児童が来ない場合につきましては、保護者のほうに連絡をするなどして対応してきたところではございますが、保護者はアプリで速やかに分かるため、児童の安全管理にも役立ちます。また、急な欠席連絡など、仕事中に電話連絡するしかできなかった現状でございますが、保護者のニーズに合ったものとして、24時間でできるというところで導入を検討してまいりたいと考えております。

議員の御質問では代表的な二つの例示をいただいたところでございますが、保護者の意見を踏まえながら、今後も必要なサービス向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

4番森本議員。

○4番（森本将文君） 御答弁ありがとうございました。

最後は要望となります。夏休みなどの長期休業中は学校給食がなくなり、保護者は朝の忙しい時間にお弁当をつくる必要があるため、非常に大変な状況です。こうした選択肢を町が提供することで心理的な負担軽減を図れるのではないかと思います。町の財政負担としては送料だけのようですので、できるだけ早く導入していただくようお願いいたします。

そして、通信アプリにつきましては、保育園や塾などでも採用されている事例がございますし、町内小中学校でも既にICTシステムが導入されています。登会・下会など、保護者の安心感につながるサービスであるとともに、連絡体制の見直しも図れるため、保護者の負担軽減、そして放課後児童クラブにおける事務負担の軽減にもつながり、子どもたちと向き合う時間が増えると思います。幾らか財政負担は生じるでしょうが、こちらもぜひ、できるだけ早く導入していただきたいと思います。

最後に、定例会初日、府中町放課後児童クラブ条例の制定についての議案審議の中でも話が挙がっておりましたが、ある学校区では、上層階で運営されていることから、外遊びをすることができず、居室空間のみの活動となっています。健全な育成支援のためにも、屋外活動を含めた活動内容の充実を図ることは課題と思います。何

より、ずっと室内では子どもたちにもストレスがたまりやすく、気分転換も含め、屋外に出るということは必要だというふうに考えております。また、上層階では、子どもがけがなどをしているときは、登会・下会時の上り下りも大変ですし、保護者の迎えも大変だというふうに伺っております。人員体制については、今後、取り組まれて改善されるかもしれませんが、施設環境として、上層階ではなく、下層階への移転をぜひ検討していただきたいと思っております。

そして、今回は放課後児童クラブの利用者意見として、保護者に向けた定期的なアンケートの実施、長期休業中の昼食配達や通信アプリの導入の実現性などの項目について質問をさせていただきましたが、安心して子どもが過ごせる環境を提供することは、子育て支援策として非常に重要です。質問した項目のみならず、持続可能な運営、適正なサービスの維持向上に向けて御努力いただくよう強く要望しまして、3回目の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、放課後児童クラブの利用者意見について、4番森本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第5項、民間業務委託やコンサルタント業務委託について、14番宮本議員の質問を行います。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） おはようございます。民間業務委託やコンサルタント業務委託について質問をいたします。

民間業務委託やコンサルタント業務委託は、地域において公共サービスの提供を担っていく上でも重要な手法として位置づけられています。また、公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策課題等について重点的に対応した、簡素で効率的な行政を実現する手法でも有効であると思っております。

民間の専門家の知識や技術を活用することにより、公共事業実施の支援等、様々な活用方法があります。当町も財政上の制約や行政サービスの多様化による業務の煩雑化などにより民間委託が増えています。そうした背景の中、他市町では民間委託したために業務品質の低下や問題が起きたときの責任の所在が不明確であったり、様々な問題も起きております。また、コンサルタント業務委託は、契約金額も高額となる場合もあり、その妥当性も問われています。

以上を踏まえ、次の質問をいたします。

1、委託先の業務品質低下を起こさないために、具体的にどのような方法を取っているのか。

2、契約書の作成が原則ですが、条件次第で交わされないケースもあるのか。

3、直接、町民に関わる窓口業務で業務委託をしているものに何かあるのか。

4、コンサルタント業務契約する際の見積りの妥当性をどのように確認しているのか。

以上、4点、質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

1 4番宮本議員の一般質問、民間業務委託やコンサルタント業務委託についてに答弁いたします。

議員おっしゃいますように、町では多くの業務委託を行っています。システム改修など民間が有する専門知識を必要とする業務、公共施設の維持管理など定められた手順を繰り返し行う単純業務、予防接種など特殊な資格や技術を求められる業務、ごみ収集など民間に委託したほうが効率的・効果的である業務等々、挙げると枚挙にいとまがありませんが、どの委託も町行政を進める上で有効な手法であると認識をしております。

一つ目の御質問です。

委託契約の入札を行うに当たり、町では、その業務を行うための方法や手順、内容、指示事項などを定めた仕様書を作成します。しっかりとした仕様書を作成し、提示することが、業務の品質低下を招かない、最優先となる手段であると考えております。

また、品質自体に民間のノウハウを生かしたいとき、町が想定する品質をより高めたいときなどは、企画・アイデアに係る提案内容を評価するプロポーザル入札を実施する場合もございます。

いずれの契約方法であろうと、契約後も、逐次、相手方と打合せを行うとともに、業務が適正な水準で行われているか、その都度、進捗の確認を行っております。

二つ目の御質問です。

町では、契約書について、作成を原則としていますが、50万円以下の契約など、一定の条件下において、契約書の作成を省略できる規定を設けています。なお、この

規定は、予算科目の制限はなく、委託に限った取扱いではございません。

三つ目の御質問です。

町では、本庁や出先機関に来庁された方に対応する、いわゆる窓口業務に関し、民間委託を行っておりません。ただし、町税等の納付勧奨という特定の分野に係る納税案内センター業務や町民生活支援クーポン事業などの一過性の事業におけるコールセンターを含めた受付業務などについて、民間委託を行っている事例がございます。

四つ目の御質問です。

行政におけるコンサルタント業務の範疇について、その定義が難しいため、広く捉えてお答えいたします。

建設関係のコンサルタント業務においては、広島県の標準積算基準書の歩掛りなどに基づき、技術職員が設計書を作成しますので、妥当性は担保されているものと考えています。また、全国的にベンダーロックインが問題となっているシステム関係経費においては、相手方の言い値とならないよう専門業者に調達支援業務を委託し、価格交渉力の向上を図っております。そのほか、複数の業者から見積書を徴収したり、過去の契約実績や近隣自治体との経費比較を行うことなどにより、見積額の精査を行っているところです。

民間委託を行うことにより、議員が危惧されるような品質低下や責任の所在不明などの事態が発生することは決してあってはなりません。委託業務における契約の透明性、客観性、公平性の確保はもとより、その成果が町民の信頼感、満足度を高めるものとなるよう、引き続き努めてまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

委託契約の入札を行うに当たり、地方では委託先の業務品質低下を招かないように、業務手順や指示事項等を定めた仕様書を作成したり、民間のノウハウを活用した企画・アイデアにより、より品質を高めたいときにはプロポーザル入札を実施して契約するとのことで、適正な業務が遂行されていることを確認をいたしました。

また、全国的にベンダーロックインが問題になっている中、当町では相手の言い値で契約にならず、価格交渉力の向上を図るために、専門業者に調達支援業務を委託し

ていることも納得いたしました。

委託契約するに当たり、契約の透明性、客観性、公平性の確保はもとより、その成果が町民の信頼感、満足度を高めていくことを踏まえ、次の質問をいたします。

- 1、仕様書を作成する委託契約は、金額の制限なしで全ての契約で作成するのか。
- 2、仕様書を作成して契約を交わすのは全庁的か。
- 3、契約手法の検討や精査の手順をまとめたマニュアルを作成し、全庁的に活用できるようにする考えはあるか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 財政課長兼職次長です。

1 4番宮本議員の2回目の御質問に答弁いたします。3問あったかと思えます。

まず、1問目、仕様書作成に係る金額的な制限及び2問目、仕様書作成の全庁的な取扱いについてです。

部長の答弁においては、一般的に対応している書類の名称として仕様書と説明しましたが、必ずそのような名称の書類を作成しているものではなく、現場説明書、設計図書、指示書、請書などの名称を用いることもございます。いずれも内容は、その業務がどのようなものなのか、どのように進めたいのか、どのような成果を納品してほしいか、発注者の意図を示したものとなります。また、契約書自体に書き込むこともあります。契約行為は、そのような内容を示すものがないと成立しませんので、何らかの書類は相手方に提示しているところではあります。

ただし、部長の答弁にありました契約書の作成を省略できる場合については、発注に係る稟議は当然、行いますが、その後の相手方への内容説明や相手方とのやり取りは口頭で行うこともございます。

3問目、契約に係る手順をまとめたマニュアル作成についてです。

町では、年度や調定、支出負担行為など財務事務の取扱い全般に記したマニュアルである「財務会計実務ハンドブック」を平成28年度に作成し、活用しています。議員おっしゃいますのは、その契約事務版ということになるかと思えます。

しかし、契約事務は委託に限ったことではなく、実務に即したマニュアルとなると、全予算科目を対象とする必要がありますが、契約事務は消耗品から建設工事まで幅広

く、その予算科目で契約手法も異なる部分もあることから、作成には相当の労力と時間を要することとなります。完成すれば、職員の事務能力向上に資する資料になるかとは思いますが、現組織、現職員体制を考慮すると、現在のところ、作成する予定はありません。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

あれこれと契約について質問をいたしました。当町が契約希望者の技術能力を審査、評価して、適切な金額で適切な契約ができているのかが不明でしたので質問をいたしました。答弁を伺い、安心をいたしました。

民間業務委託契約等で所属長が決裁できる金額の決まりとして、課長が200万円以下、部長が500万円以下、副町長が1,000万円以下と。それ以上は町長決裁と聞いております。合わせて300万円を超える契約になれば、全てではないようですが、担当部署で契約後、支出負担行為書が財務課にまわり、事後審査するようございます。

担当部署が契約行為を行う前に、先ほど提案した契約手法の検討や精査の手順をまとめたマニュアルがあれば、今よりさらに適切な契約を締結することができます。ただ、マニュアルの作成も現状の作業で手いっぱい、できないと財務課は言っているのです。消耗品とか継続的に必要なもの等は除いて、新規事業で多額になる契約についてマニュアルが作成できれば、職員の事務能力向上に資する資料になると分かっているのです。が、しかし、作成する気持ちはあるが、財務課の人員が少なく物理的にできないと言っているのです。これは本当にもったいないと思います。

町長、ぜひ業務改善のためにも、財務課の人員を増員して全庁的に契約の質を高めることができるような人事配置をお願いしたい。強く要望して質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、民間業務委託やコンサルタント業務委託について、14番宮本議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩いたします。再開は10時55分といたします。休憩。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時55分)

○議長(力山 彰君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 続いて、総務文教関係第6項、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業・舞台芸術等総合支援事業について、9番川上議員の質問を行います。

9番川上議員。

○9番(川上翔一郎君) 皆さん、改めましておはようございます。すみません、いろいろと御心配と御迷惑をおかけしまして。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業・舞台芸術等総合支援事業についての一般質問をさせていただきます。

近年、文化庁が推進する文化芸術鑑賞・体験事業、中でも学校巡回公演は、全国の学校において、子どもたちの感性、創造性を育む重要な教育施策として着実に広がりを見せてきています。これらの公演は、地域の文化芸術資源を教育現場につなぐ仕組みとして高く評価され、実演家の質の高い舞台芸術に触れることで、子どもたちの表現力や社会性の発達にも寄与することが多くの研究や学校現場の報告から明らかになっています。

私自身、先日、他自治体で実施された巡回公演を視察いたしました。子どもたちは公演の始まりから終わりまで、いきいきとした表情で舞台に集中し、音楽や演劇に引き込まれながら、ときに驚き、ときに笑い、まさに全身で文化芸術を受け止めている様子が印象的でした。講演後には「もっと見たい。こういう体験が学校でできるのはうれしい」といった声も多く聞かれ、舞台芸術が子どもたちの心を大きく動かしていることを目の前で実感いたしました。

このような体験は、単に授業の一環としての鑑賞にとどまらず、子どもたちが自分の感情を理解し、人との関わり方を学び、新しい興味や将来の可能性に気づくきっかけにもなっていると感じました。

しかしながら、府中町はこれまで一度も本事業を導入した実績はございません。自治体の規模や財政状況にかかわらず、子どもたちに文化芸術へ触れる機会を保障することは極めて重要であり、本町においても、この状況を見過ごすべきではないと考え

ます。特に音楽・演劇・ダンス・オペラなど本物の舞台芸術に触れる機会は、子どもたちの価値観を広げ、他者や社会との関係性を理解し、豊かなコミュニケーション力や自己表現力の育成に大きく寄与するものです。舞台芸術に触れた経験をきっかけに、自分の得意分野、新しい興味に気づき、その後、進路選択や将来の夢につながったという事例も全国的に報告されています。

そのような中で、府中町の子どもたちが、近隣自治体では当たり前のように提供されている文化芸術体験を受けていないという現状は、教育格差の観点からも早急に改善すべき課題だと思います。特に家庭の経済状況や地域の文化施設のあるなしに左右されない機会の公平性を確保することは、自治体の教育行政としても極めて重要な責務だと考えます。

その中から、4点、質問をさせていただきます。

1、文化庁が示す学校巡回公演制度の目的を府中町はどのように理解していますか。

2、学校巡回公演制度は、府中町の教育大綱や教育目標とどのように関係すると捉えておられますか。本町はこれまで文化庁の学校巡回公演を一度も導入してこなかった理由を伺います。

3、本制度のメリット、府中町が感じている課題、懸念点は何でしょうか。

4、文化芸術体験が子どもに与える教育的効果を府中町はどのように評価されていますか。

以上、4点、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

9番川上議員からの一般質問、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業・舞台芸術等総合支援事業についてに答弁いたします。

1点目の御質問、文化庁が示す学校巡回公演制度の目的をどのように理解していますかについてですが、学校巡回公演制度は、舞台芸術等総合支援事業として、全国の小学校・中学校等において、トップレベルの文化芸術団体による巡回公演を行うことを通じて、将来を担う全ての子どもたちの豊かな感性を育む場をつくり、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに、文化的な地域格差の解消を促進することを目的として、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施するもので、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、メ

ディア芸術の各分野のトップレベルの団体が、実施校において実演芸術の公演等を実施するとともに、公演とは別に、公演の鑑賞や体験をより効果的なものとするため、児童、生徒に対し、鑑賞指導や実技指導、共演の練習など、公演に関するワークショップを行うものです。

町教育委員会としましても、この事業の目的はまさしく子どもたちの豊かな感性を育む場をつくることにありと理解をしております。

2点目の御質問、学校巡回公演制度は、府中町の教育大綱や教育目標と、どのように関係すると捉えているか。また、町でこれまで一度も導入してこなかった理由についてですが、まず、学校巡回公演制度と町の教育大綱、教育目標との関係です。町教育振興基本計画において、基本目標の一つに、「志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成」を掲げ、社会の中で自己実現するために、自分を大切にし、夢や志を持って挑戦し、学び続ける力を持つ児童生徒の育成に向け、社会の第一線で活躍する大人の姿を見せ、夢の実現に向かい、挑戦する気持ちを育てるといった取組などを実施しています。

こういった町の教育目標から見ても、一流の芸術家の公演を鑑賞するだけでなく、その前段として、実際に一流の芸術家と交流できるワークショップがセットになっている学校巡回公演制度は、実施できれば、町の教育目標にも沿った内容の事業の一つになり得るものと捉えています。

次に、町でこれまで一度も導入してこなかった理由ですが、学校巡回公演制度は、PTA主催事業などでの実施、また、希望者のみの参加は認められておらず、教育課程上の授業において実施することが必須条件とされている上、学校がこの制度を活用したいと応募しても、必ずしも希望どおりの日程で、希望どおりの活動・団体が採択されるわけではないということが大きな理由になります。

授業で実施するためには、事前の学習、事後の振り返りなども含めた授業計画を立てる必要があります。また、本事業の実施スケジュールは、リストアップされた様々な団体の活動から第3希望までを選んで、1月に応募し、3月に採否通知、その後、団体と実施日などの打合せを行い、4月に決定通知が発出されるといった非常にタイトなスケジュールの中で、多くの調整が必要になってきます。学校としては、教師の負担を考慮し、なかなか簡単には導入できないといった事情があります。

3点目の御質問、本制度のメリットと、町が感じている課題・懸念点は何かについて

てですが、本制度のメリットは、出演料、旅費等の経費に関して、町、学校は費用負担がないということです。

次に、町が感じている課題・懸念点は、先ほど答弁したとおり、授業として実施することに伴う学校の負担です。現在、一人一人の児童生徒に向き合う時間が取りにくい状況にあり、学校では校務の見直し、各種研究授業や行事の効率化等の業務改善に取り組み、地域のボランティアの方やPTAなど多くの協力をいただきながら、日々の教育活動を行っているところです。教師の業務量と本制度の活用を比較、考慮しても、学校としてはなかなか導入しづらい現状にあります。

最後に、4点目の御質問、文化芸術体験が子どもに与える教育的効果をどのように評価しているかについてですが、質の高い文化、芸術に直接、接することは、将来を担う子どもたちの豊かな感性を育むだけでなく、その芸術家等と直接交流し、その大人たちが子どもの頃、どのようにして自分の得意なこと、興味あることに気づき、その力を伸ばすためどういった努力をし、今があるのかを学ぶということは、児童生徒自身が将来の夢や目標に向かって自ら進んでいく大きな力につながっていくものと評価をしております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

9番川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたように、学校巡回公演制度は、子どもたちの豊かな感性を育み、将来の夢や目標につながる教育的効果の高い事業であり、本町の教育目標にも合致する、意義ある取組であるという認識が示されました。

一方で、本制度は教育課程上の授業として実施することが必須であり、事前学習や事後の振り返りを含めた授業計画の作成、限られた期間の中での応募や日程調整など、学校現場に大きな負担が生じることから、現時点では導入が難しいという説明もありました。

学校現場が多忙な状況にあり、一人一人の児童生徒に丁寧に向き合う時間の確保も難しくなっている現状について、私自身も十分理解をしておりますし、その中で日々努力を重ねておられる先生方には深い敬意を表するところでございます。

しかしながら、教育的効果が高いと評価されている制度であっても、学校現場の負

担を理由に活用できない状況が今後も続くとすれば、結果として、子どもたちが本来、受けられるはずの学びや体験の機会が長期にわたって失われ続けることにもなりかねません。特に文化芸術体験は、家庭環境や地域資源の差によって左右されやすい分野でもあり、学校を通じて提供される体験のありなしが子どもたちの経験格差につながりやすいという側面もあります。その意味において、負担があるから実施できないという状況を今後どのように整理し、どう向き合っていくのか。町の教育行政として避けて通れない課題であると考えます。

そこで、まず1点目の質問をもう一度させていただきます。

現時点での学校現場の負担等から導入が難しいとのことですが、今後も同様の理由で教育的効果が高い制度の活用が困難な状況が続くとすれば、町としては、学校現場の負担軽減に向け、どのような方向性で改善を図っていくか、お聞かせください。

2点目、学校巡回公演制度については導入が難しいとのことですが、子どもたちが質の高い文化芸術に触れる機会を確保するという観点から、本町として、現在、行っている、あるいは今後、検討している代替的な取組があるのか。そして、今後も学校現場の負担軽減が進まず、同様の理由で制度活用が困難な状況が続く場合、町として、文化芸術の機会の確保について、どのような形で対応していくのか、お考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

9番川上議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

まず、1点目の御質問、町として、学校現場の負担軽減に向け、どのような方向性で改善を図っていくのかについてですが、本年6月に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、全ての教育職員の1か月の時間外在校等時間を45時間以下とすること、令和11年度までに平均30時間程度に削減することが求められており、教育委員会はこの実現に向けた業務量管理・健康確保措置実施計画を策定、公表し、着実に実施するとともに、その実施状況の公表等が求められています。

時間外在校等時間とは、勤務命令に基づく超過勤務に限らず、これまで教育職員が

時間外に校務、学校教育活動に関する業務として実施してきた授業のための教材研究、児童生徒指導、部活動の指導、外部関係者との連絡調整など、正規の勤務時間外に校務としての業務を行っている時間をいいます。法的には勤務命令の有無など、少しニュアンスは異なってまいりますが、一般の労働者でいう、いわゆる残業時間と捉えていただくと御理解いただきやすいかと思えます。

町では、これまで、学校、教員の負担を減らすことは、単に教員が楽になるためではなく、それぞれの教員が児童生徒としっかり向き合い、授業をつくり、将来を担う子どもたちの学校生活をよりよくするために必要不可欠だという考えの下、町一般財源によるスクールカウンセラー、特別支援教育アドバイザー、部活動指導員、教育支援員などの学校への配置をはじめ、給食費の公会計化、学校ICTの推進、学校保護者間連絡システムの導入など、学校の業務改善に向け、取り組んでまいりました。

また、先ほども答弁いたしましたとおり、学校においても校務の見直し、各種の研究活動や行事の効率化等の業務改善に取り組むと同時に、地域のボランティアの方やPTAの方など、多くの方の御協力をいただきながら、日々の教育活動を行っているところでございますが、令和6年度の実績では、町立小中学校7校での時間外在校等時間は年平均で月42時間強、月45時間を超える教員の割合が41.2%、いわゆる過労死ラインといわれる月80時間を上回る教員の割合も6.5%というのが現状でございます。

さらには、府中町は学校の規模も他の市区町村と比べて大きいため、他校との兼務者や非常勤講師を除いた、校長、教頭、教諭、養護教諭等、本務者といわれる教員1人当たりの児童生徒数を国の調査結果を基に計算したところ、令和6年度、小学校で全国平均13.95人、県平均13.73人に対し、町は18.37人、中学校で、全国平均12.47人、県平均12.95人に対して、町は16.77人と、いずれも県内で最も多く、小学校にいたっては西日本最大、全国の市区町村でも22番目と、他の市区町村と同じことを同じ時間だけしていたのでは、それだけ一人一人の児童生徒に向き合う時間が取りにくくなるといった状況にあります。

町教育委員会としましても、現在、策定中の町の第5次総合計画の教育に関する分野の中に、よりよい学校教育の実現に向け、多様な教育ニーズに応じた教育支援体制の充実を図るとともに、教職員の働きやすさと働きがいと両立できる環境づくりを推進するための施策を盛り込むべく、関係部署との協議、調整を行っているところでご

ざいます。

限られた財源の中、第5次総合計画には、ほかにも、目指すまちの将来像に向けた多くの事業、施策が盛り込まれることとなりますが、その中に、教職員の働きやすさ、働きがい確保し、児童生徒一人一人に向き合った、よりよい学校教育の実現に向けた学校の業務改善、教職員の負担軽減に資する施策をしっかりと盛り込み、着実に実施することで、学校が様々な制度や取組を実施できるようになるものと考えております。

2点目の御質問、町として、現在、行っている、あるいは今後、検討している代替的な取組があるのか。また、今後も学校現場の負担軽減が進まず、同様の理由で制度活用が困難な状況が続く場合、町としては、文化芸術体験の機会確保について、どのような形で対応していく考えなのかについてですが、現在、各学校において、学年行事等で、芸術活動を行っている地域の方に生のパフォーマンスを披露していただいたり、PTA行事としてプロの演奏家に来ていただくなど、様々な工夫して児童生徒が生の文化芸術に触れる機会というものをつくっているところでございます。

町教育委員会としましても、児童生徒が生の文化芸術活動に触れる様々な機会について、引き続き、学校や、内容によっては学校、保護者間連絡システムによって直接保護者の方にも情報提供してまいります。まずは、学校が「こういったことに取り組みたい、でも教職員の負担を考えると取り組めない」といった現状を少しでも解消し、学校がこういったことに取り組めるだけの余力をしっかりと持った上で日々の教育活動に当たれるよう、学校に対する支援、助言に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

9番川上議員。

○9番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

町がこれまで教職員の業務改善や負担軽減に向けて、人的配置の充実やICTの推進など、様々な取組を積み重ねてこられたこと、また、給特法改正を受け、時間外在校等、時間の削減に向けて計画的に取り組まれている現状について、よく理解をいたしました。特に数値をもって示された教職員の勤務実態や全国、県平均と比較しても非常に高い児童生徒数を抱える本町の学校の状況は、現場が極めて厳しい環境に置か

れていることも改めて実感する内容であり、日々子どもたちと向き合っておられる教職員の皆様の御尽力を改めて深く敬意を表するものでございます。

一方で、そうした厳しい現状があるからこそ、教育的効果が高いと評価される文化芸術体験について、負担が大きという理由だけで、結果として子どもたちが十分に機会を得られない状況が今後も続いてしまうことは、町としても、また、議会としても大きな課題として受け止める必要があると考えます。

答弁では、今後、教職員の働きやすさと働きがいの両立を図るため、第5次総合計画の中に、学校の業務改善や負担軽減に資する施策の盛り込み、着実に実施していくとの方針が示され、ぜひその取組を単なる業務削減にとどめるのではなく、学校が新たな教育的取組に挑戦できる余力を生み出していくための改革として位置づけていただきたいと強く要望いたします。

また、学校巡回公演制度のように、子どもたちの感性や創造性、将来の夢や進路意識に大きな影響を与える取組については、今すぐの導入が難しい場合であっても、将来的な活用を視野に入れ、情報収集や事例研究を継続していただくとともに、学校や地域、保護者と連携をしながら、本町の実情に合った文化芸術体験の在り方を引き続き模索していただくことを要望いたします。

子どもたちが家庭環境や地域差に左右されることなく、本物の舞台芸術に触れ、心を動かし、自分の可能性に気づく機会を持てるかどうかは、自治体の教育行政の姿勢そのものが問われる課題でもあります。

町におかれましては、教職員の負担軽減と教育の質の向上を両立させながら、全ての子どもたちにとって、より豊かな学びの環境が実現されるよう、今後も継続的な取組を進めていただくことを強く要望し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第6項、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業・舞台芸術等総合支援事業について、9番川上議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第7項、外国人児童生徒の学校教育、15番田中議員の質問を行います。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。外国人児童生徒の学校教育についての質問であります。さっきは芸術関係のお話でしたが、今回ちょっと外国人の子どもたちの現

場でのお尋ねです。

いわゆる国際化ですよ。いろいろな面で進んでいます。言うまでもないことですが、インターネットで世界が情報でつながったり、あるいは外国人の観光客がもちろん宮島やら原爆ドームやらどんどん増えとる。そういうことだけじゃない。身近な生活の場、近所づき合いの中で外国人が増えたり、あるいは外国帰りの人たちもたくさん増えている。国際化という言葉のイメージが、かつては何かこっちから英語を勉強するだとか、あるいは交流行事で何か仲よくするだとか、そういうイメージがあったんですけども、今の国際化というのはもう生活そのものを、私たちのふだんの日常そのものが国際化である。そういう出向いて学ぶもんでもないだろうという、日常だろうと思うわけであります。まさにこの宇宙船地球号の中の狭い地球で、日本も世界も都会も田舎も、大人も子どもも一緒におるということを実感するところでありませう。

文科省のホームページのデータをのぞくわけですが、外国人児童生徒等教育の現状と課題、本年4月、これによると、国内の公立学校に在籍する外国人児童生徒は、令和6年度、小学校が9万367人、中学校が3万3,353人、高校が1万1,759人、特別支援学校にも1,816人、ほかに、いわゆる小中の義務教育学校だとか中高の中等教育学校とか、そういうところにも、私立もいるだろう。普通の公立の小中で12万5,500人以上ですね。ここ10年右肩上がり、ほぼ倍増と。全国の子どもたちの比率で見ると、2%以上ということのようです。100人に2人以上。

外国人の子どもたちの親というのは、やっぱり働き盛りの若い世代ですよ。少子高齢化で人がおらん、おらんと言ったら何ですが、少子高齢化が進むこの日本の社会を支えてくれている家族が大半ですよ。それだけ働いて働いて働いて働いて働いて、5回か、所得税もたくさん納めていただいて、社会保険料もたくさん納めていただいて、それでいて、自分たち若いから、あまり保険使ったり、介護保険ももちろんそう使う人は少ない。そういう外国人が多い。選挙権もないですね。ちょっと日本人としては申し訳ないんですけども、私たちの日本を支えてくれているのがそういう外国人であり、外国人の家族だというのが大きな存在だというのが分かるわけですね。もちろん税を納めてくれるからありがたいわけじゃないですよ、外国人。同じ町に住む隣人として暮らしている。子どもたちも地域の中で遊んだり学んだり、あるいはい

じめたり、いじめられたりもあるだろう。そうやって育っていくと。

我が国は、児童の権利条約を締結しておりますから、外国人の子どもも日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。国籍に関係なく、平等に無償で、ただで義務教育を受ける。そういうことになっていますね。子どもの人種や民族や国籍が多彩になり、資質も特性もこれは日本人も含めて、多種多様に物すごくバラエティーに富んできている。金子みすゞ精神ですよ、本当に。みんな違って、みんないいというやつ。こういう社会でありますね。だから大変なこともたくさんあるわけで、みんな頑張らないけんわけですけれども。

行政としては教育環境を整えていかなければならない。府中町の教育大綱には、これ一人一人の自立を目指した就学支援、学につく、学ぶ支援が掲げられています。一人一人にどう支援するのか。我が府中町ではどうなっているのか。その現状と課題についての質問であります。

第1点の質問は、町内の小中学校、町立しかないわけですがけれども、そこで学ぶ、在籍する外国人の児童生徒はどのくらいいるのかと。国籍のデータというのは出しにくいということなので、日本語教育が必要な児童生徒は何人おるのか。もちろん日本の国籍があっても、いわゆる帰国子女と呼ばれる人たちでは日本語がしゃべれん人も子どももいるかもしれない。そういう主には外国人ですがけれども、日本語指導が必要な児童生徒の人数、そして近年の推移を伺います。

第2点は、そういう児童生徒のために日本語を教える先生、これ県費で給料、県の費用で給料を出すようですがけれども、日本語指導員が配置されています。どんな資格の方たちが何人、どの程度、どんな時間、教えていらっしゃるのか。その内容、どうやって教えとるんか。結構、難しい仕事でもあると思いますが、最近は何かタブレットが児童生徒全員に配置されて、自動翻訳機能もあるとのことですがけれども、それでSFの世界のように自由自在に操られるわけではない。いろいろ御苦労があると思います。

ある学校現場でも、先生が大変、御苦労なさっているんだという話を聞きます。子どももいろんな特性を持っている子がいて、指導も大変だと。担任の負担もすごいんだというような話も聞きます。この日本語指導の状況をお尋ねします。

それから、第3点は、町費で採用する教育支援員についてです。これは国籍とか言葉関係なく、いろんな特性を持って、支援が必要な、そういう児童生徒が増えている

ので、そのアシストする先生といいたいでしょうか。そういう支援者についてです。これも文科省の令和4年度の調査では、この特性ある子どもたちというのは、小学校の例えば35人学級だったら、1クラスに1割、3.6人いるというのが現状だそうですね。35人学級に三、四人おる。そういう子どもたちを支援する教育支援員、町費で、どんな資格の方が何人、どんな勤務態勢でおられるのか。これは外国語とは直接、関係ありませんが、学校の中で子どもたちを理解を深めるには、全体としては必要な方たちだと思います。その状況についての質問です。

それから、第4点は、こういった日本語の指導員だとか教育支援員の配置を文科省や県、費用の面についても、派遣、あるいは採用の面についても、どうやって支援してくれているとか。町だけでは負担し切れないところが多々あると思います。先ほどの川上議員の一般質問の中でもありましたけども、府中町、大変なんよ。やっぱり府中町の特性として、大規模校が多いから、いろいろ1人当たりの校長や教頭の負担も大変だという話があります。そのほかにも宍田次長のほうから悲鳴にも似たような答弁がありましたけれども、やっぱり町だけで抱えられない面はあると思います。こういう支援員や指導員の配置を文科省や県教委、どう支援しているかというところがあります。子どもを支援するその支援者の支援はどうなってるのかと。そういう人たちを確保する苦勞もあると思いますけれども、これを伺います。

以上の4点についてですけれども、学校の中のことなんで、私たちはなかなか伺うことができません。子どもとか孫とか議員さんとか、いろいろ仄聞する情報になってしまうわけですけれども、御苦勞の話はいろいろ耳にするところです。そうでなくても先生たちは多忙で、過大な期待と注文が付きやすい。バッシングもされやすいし。メンタルの理由で休職される先生も多いところ、本当に大変だと思いますね。だからこそ、町民も広く、こういった学校のことを理解して、今どうなってるんか。それを分かった上でいろんな支援、そういう世論、ムードをつくるのが大事なんじゃないでしょうか。コミュニティ・スクールの制度が拡大し、定着しているところですが、学校と地域住民が協力し、学校運営に地域の声を反映させることで、特色ある学校づくりを進める。そういう仕組みとされています。私たちもこういう実情を学びながら、理解を含めていろいろ考えたいと思うところでもあります。

以上、まずは最初の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

1 5 番田中議員からの一般質問、外国人児童生徒の学校教育について答弁いたします。

1 点目の御質問、町立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の数と近年の推移についてですが、町立小中学校において、国籍にかかわらず、日本語指導が必要な児童生徒数は、5月1日の基準日時点で、令和3年度11人、令和4年度13人、令和5年度8人、令和6年度13人、そして令和7年度は、直近の12月1日時点で14人と、年度による増減はありますが、常に一定数、日本語指導を受けている児童生徒は在籍しており、全国的な傾向からも、これからさらに増えてくる可能性はあるものと認識をしております。

2 点目の御質問、日本語指導員の資格や勤務形態とその配置、支援時間やその内容などの状況、翻訳機器などを含めた課題についてですが、町では日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に、県費の教員を日本語指導のための講師として配置をしております。この講師に必要な資格は、配置される学校、小学校か中学校かの校種に応じた教員免許が必要ですが、語学に関する特別な資格は不要です。

次に、勤務形態と配置、支援時間について、県教育委員会が非常勤講師として配置する日本語指導のための教師は、1校当たり週5時間が上限とされています。なお、過去に日本の義務教育諸学校に在籍した期間が通算1年未満の児童生徒が前年度の1月1日以降に在籍することとなった場合は、1校当たり8時間とすることができ、年度途中に対象児童生徒が転入した際も配置できます。

現在、町では全7校の小中学校のうち、日本語指導が必要な対象児童生徒が在籍している5校にこの講師を配置しており、うち1校が週5時間、4校が週8時間という状況です。

次に、指導の内容ですが、対象児童生徒一人一人の日本語の習熟度に応じ、日本の学校生活、社会生活に必要な知識や、そこで日本語を使って行動する力をつけるサバイバル日本語プログラム、日本語基礎プログラム、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」といった技能別日本語プログラム、日本語と教科の統合学習プログラム、教科の補習プログラムといった五つのプログラムと、事業とは別の教室での個別指導、グループ指導、授業の中に日本語指導のための講師が入り込んでの指導の三つの指導

形態を組み合わせ、指導をしております。

次に、課題についてですが、町においては、令和6年度から町独自の教育職員説明会を開催するなど、平時から候補者の確保に取り組んでいることもあり、現在までに日本語指導のための講師に関しては、長期欠員が続くといったことは生じていませんが、今後さらに支援が必要な児童生徒が増えてきた際は、人材の確保に時間を要する可能性があること、また、同じ学校に通う対象児童生徒の国籍も多様となっている中、1校に1人しか配置されていないことが課題と考えます。

なお、翻訳機器については、1人1台端末の翻訳ソフトを活用することで、かなりの不便は解消されます。ただ、一方で、あまり翻訳ソフトに頼り過ぎると、児童生徒の日本語を習得したいという意欲にも影響する可能性があるため、どの程度、翻訳ソフトを使うかについては、学校が児童生徒の状況、保護者の意向等を踏まえ、個別に判断をしているところです。

3点目の御質問、教育支援員の資格や勤務形態とその配置についてですが、教育支援員は、日本語指導が必要かどうかにかかわらず、特性がある児童生徒の個別の教育ニーズに応えるため町教育委員会が各校に配置する職員で、特に必要な資格は設けていません。ただし、児童生徒の特性に応じ、必要な支援を行うため、町教育委員会において、面接を含めた選考を行った上で、名簿に登録し、必要に応じて配置をしております。

次に、勤務形態とその配置、外国人児童生徒への支援状況ですが、勤務形態は町の月額会計年度任用職員、配置については、各校の希望を基に、町教育委員会も実際の児童生徒を確認の上、必要な支援の量に応じて各校に配置をしております。12月現在で、全7校に計40名、うち2名が週20時間、38名が週30時間勤務の教育支援員を配置しており、児童生徒の国籍にかかわらず、各校で支援の必要性に応じ、特別支援学級での支援、通級指導教室での支援、通常学級での支援に当たっております。

4点目の御質問、文部科学省や県教委の支援、指導員、支援員の確保の実情についてですが、まず、文部科学省や県教育委員会の支援として、先ほど答弁しましたように、日本語指導のための講師は必ずしも語学の専門家ではないこと、日本語指導が必要な児童生徒の国籍も多様となっていること、また、日本語指導が必要な児童生徒の支援は日本語指導のための講師が単独で行うのではなく、担任、教科指導の教員、養護教諭を含め、学校全体での体制整備が必要なことから、国、県においては、学校が

即参照できるような資料や、指導に有益な副教材などを積極的に提供するなど、学校が速やかに対象児童生徒の指導体制を構築し、適切な指導ができるよう、各種の支援を行っております。

次に、日本語指導のための講師、教育支援員の確保の実情についてですが、今後さらに日本語指導が必要な児童生徒や、特性があり、支援が必要な児童生徒が増えることが見込まれるため、引き続き必要な人員の確保に向けた取組を進める必要があると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。答弁ありがとうございます。

現場の状況と課題も少しずつ私なりに分かってきましたけれども、日本語指導が必要な町内の児童生徒、小中学生、現在14人だと。何か少ないような気もするわけですが、実際に町内にいる外国人の児童生徒は恐らく100人ぐらいはいるんじゃないかと思われませんか。全国平均で、先ほど言ったように、文科省の調査だと2%以上ということですので、府中町の小中学校の児童生徒約4,300人として、90人以上、商工業の盛んな我が町のことから、それ以上、恐らく100人ぐらいと。これは僕の推計ですけれども、いると思われませんか。

そういう中で、日本語指導が必要な生徒が14人ということは、これは日本に来て年数がたっていないから、本当に学校で言葉の習得に懸命な、初心者といったらおかしいかな。本当に日本語教育で学校で困っている子どもたち、そういう人たちがざっと十数人で、ここ何年も推移しているということが見ることができますね。

そこで再質問なわけですが、この14人について、御答弁では、中には児童生徒の国籍も多様となっている中、日本語指導の講師が1校1名しか配置されない課題があるということも言われました。国籍が多様なことも近年の特徴とすると、どこの国や地域の子どもたちなのかと。一つの学校でも多種類の言語を母語とする子どもたちがいるのかということになると思いますね。そういう多様ぶりを考える上でも、どういった地域あたりからこの14人が来られているのかが分かる人数をお聞きします。

外国人として十把一からげにするわけにはいきませんよね、もちろんね。ある程度、

現場の御苦労として、例えば出身国のことを考えながら、先生たちも御指導されているんじゃないかと思えますね。イスラムの国から来られたら、あるいはそういうイスラム教の子どもだったら、もちろん日本人でもイスラム教徒いますけれども、ハラル食のことは当然、大事な、給食なりなんなりも日常生活でも考えにゃいけんことであろうし、コミュニケーションでも、そういうことも話題になるでしょうね。あるいは、いや最近、スリランカの子どもがおるとしたら、いや、水害、大変じゃったねみたいな話、親戚とかどうだったのかとかというようなことが話題になれば、また、いろんなコミュニケーションも深まるかもしれませんね。

なかなか具体的に誰が何人ならというわけにはいかんわけですが、一定のところは現場では理解しながらやらにゃいけんのじゃないかと思うわけで、その14人の、いろんな多彩なところをお伺いするわけです。

それから、再質問、第2点、これは先ほども御答弁いただいた日本語を指導する講師、それから教育支援員の配置の体制について、改めてのお尋ねですね。

県費の日本語指導員は町内の五つの小中学校にそれぞれ配置されて、一つの学校で週5時間、ほかの四つの学校では週8時間だと。週5時間と8時間の枠というのは、先ほどの県のルールからいっても、8時間の先生が多いということは、それだけ日本に来て間もない子ども、本当に指導が要る子どもが多いということになると思うわけですが、そういう子どもがおると、想像するのに、日本語の教えるクラスが8時間じゃなくても、ふだんのそれ以外の国語、算数、理科、社会、どうやって教室に座っとるんかというのが非常に心配するか、同情するわけですね。担任の先生、結構、大変なんだよという話も聞くわけでありませぬ。先生の指導の仕方も、先ほど3種類あるということで、いわゆる日本語のクラスを普通の教室と別のところで開く。用語として取り出し指導とかという言い方もするようですが、何かちょっと物を扱うような言い方ですけども、教室から取り出して別室できちんとしているやり方。逆に先生のほうが教室に付き添っていく。マンツーマンになるんですかね。入り込み、そういうやり方もあるとお聞きしましたね。それで週8時間で、そういう日本に来て間もない子どもたちが国語、算数、理科、社会、やっぱりある程度、入り込みのところをもっと増やせるような指導ができれば、子どもたちの理解も深まるだろうし、担任の負担も減るんじゃないかと思うわけでありませぬけれども、そこらをもっと指導員配置、充実が求められているのではないかと、再度お尋ねするわけでありませぬ。

こういう日本語指導と同様に、いわゆる特性のある子どもの指導についての教育支援員についても、やっぱりマンツーマンが、それに近い状態ができてあげればいいなと。先生の負担にとっても、子どもの理解にとっても思うわけでありませぬ。

ヘレンケラーの伝記は昔から子どもたちもよく聞きますよね。もう目が見えない、耳も聞こえない子どもで、もうどうしようもない。親も手を焼いて、かんしゃく持ちで、執拗にもう暴れ回る女の子、ヘレンケラー、もうどうしようもない子だった。だけど、家庭教師のサリバン先生がついて、粘り強く、手のひらに水流しながら、笑い合ってたいてりして、そして立派に育って行って、彼女は立派な作家というか、人権運動家というんですかね。そうなったと。やはりマンツーマンというのは、究極の教育かもしれませんけれども、特にそういう特性がある子だったり、あるいは日本語の特別にいろいろ指導が要る子だったり、そういう子にこそ、こういうマンツーマンがなるべくついてくれりゃええんじゃないかなと同情しきりなわけですけども、この配置について、さらに充実すべきではないかというのが、それは質問の第2点であります。

それから、再質問、第3点ですが、そうした先生たちもやっぱり採用するには応募がないといけない。探すにしても、どうしても現場で、町の教育委員会のほうで探したり、つてを頼ったりすることになるわけですけども、先ほど御答弁だと、長期の欠員は生じていない。けれども、今後の確保には課題だと。ぎりぎり何とかやっているよというような状態だろうと思うんですけども、実際ホームページ等で学校で働いてみませんかという呼びかけも載っていますけれども、応募する私たち町民というか、市民の側も、これももっともっと掘り起こさないけんのじゃないかと思うわけですね。チラシにしても、学校で働いてみませんかという、ちょっと漠然とした呼びかけでどうなのかな。どんな仕事なんというのがある程度、見えたほうが、応募するにも手を挙げやすいわけですね。これもよく思うんですけども、例えば、中国の子どもがおるんじゃねとか、カンボジアの子どもがおるんじゃねとかいって分かった場合、いや、うちのじいさん、昔はあんた、メコン川の土手、直しに行っったんよとか言ったら、じいさんが、おお、行っったでと。わしはあっちで子どもに好かれとったんでとかという自慢もする。ひょっとしたら、そういう例もあるかもしれない。学校のことがある程度、見えて、どんな仕事か、アシスタントするんかが一定に見えると、眠っているじじいが、よっしゃと言って、ばあさんもおるかもしれませんが、手を挙

げるかもしれない。結構マツダの話もいろんな企業で国際的に活動して戻ってきている人が多いわけですし、マツダだけじゃないですね。何かゼネコンも結構、戻ってきとる人、多いですね。これは年寄りの話ですけどね。こういう眠っている人材の掘り起こしのPRの仕方、これももうちょっと考えないけんのじゃないかという点が、これ第3点でありますね。

いろいろと改めてのお尋ねになりますけども、その今の14人のどういった子どもたちか。そして、指導員や教育委員の確保の供給する側の問題と応募する側の問題、それももうちょっと何とか頑張らにやいけんのじゃないかという点のお尋ねであります。よろしくをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

田中議員の2回目の御質問に御答弁いたします。

まず1点目、今、町内の学校にいる14名の日本語指導が必要な児童生徒の多様性についての御質問ですが、まず14人の児童生徒が、家庭や日常生活で比較的使用頻度の高い言語というものがございます。そちらのほうで対応させていただければと思いますが、その中では、東アジア系の言語を家庭生活や日常生活で比較的使用頻度が高い児童生徒の方が4名、東南アジア系の言語の方が6名、南アジア系の言語の方が2名、英語の方が2名でございます。今、各5校に日本語指導のための講師を配置しておりますが、これ1校で1人でございますけれども、その中で1校は、先ほど申し上げました家庭や日常生活で比較的使用頻度の高い言語が1種類で、1校に1種類ですね。3校につきましては、児童生徒の比較的使用頻度の高い言語として2種類の言語を使われる児童生徒さんがおられる学校が3校、3種類使われる児童生徒さんがおられる学校が1校というところで、田中議員、御指摘のとおり、同じ言葉を使っているわけではないんだと。その中でも1校での1人という配置の中で、本当に工夫をして、日本語指導をしっかりと取り組んでいるというところでございます。

2点目、日本語指導のための講師、週8時間なり5時間という時間数がどうなのか。より充実すべきではないかという趣旨の御質問だと思いますが、そちらに関しまして、日本語指導のための講師の配置というのは県の制度でございます。日本語指導のための講師の増員ですとか、配置時間等につきましては、児童生徒、先ほど御答弁しまし

たように、児童生徒のモチベーション、翻訳ソフトと同様に、モチベーションであるとか、実際の指導形態といたしまして、いつもの授業とは別に、別室等で特別な指導を受けることもございますので、そういったこと、そのものに対する児童生徒の負担感等を勘案し、効果的かつ適切な指導をするために必要十分な配置時間となるよう、基本的には、県において常に実態を把握し、制度の点検を行っていただくべきものと考えております。もちろん町教育委員会といたしましても、各学校の実態を丁寧に把握し、必要に応じ、県に対する要望を行ってまいりたいと思います。

3点目、教育支援員に関する増員についてでございましたが、教育支援員の増員につきましては、先ほども教育部長が答弁いたしましたように、今後ますます支援が必要な児童生徒が増えてくるといったことが見込まれます。

この教育支援員は、特性等によって支援が必要な児童生徒に対しての支援というのが、その職ではございますが、同時に、その児童生徒がしっかりと学び、安心して学校生活を送れる環境というものをつくることで、担任の学級経営ですとか、教科の授業も円滑に実施できるようになるといった、ほかの児童生徒の学校生活を充実させるといった側面、効果もございます。

町教育委員会といたしましても、この教育支援員の配置をはじめ、学校がそれぞれの児童生徒としっかりと向き合って、個々に応じた適切な指導に当たるために必要な対策につきましては、引き続き関係部署ともしっかり協議、連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

最後、教育支援員ですとか、日本語指導のための講師の掘り起こし、募集についてでございますが、答弁でも申しましたように、町としても現在、独自の説明会、教育職説明会というものを年4回実施しております、昨年度は38名の申込みがあり、実際には28名の参加、そのうち8名の方は任用につながっております。今年度も今度6月と12月に2回開催しておりますが、11名の方に参加いただきまして、3名の方が任用につながっていると。かなり効果があるものと考えております。

ただ、議員、御指摘のように、さらに掘り起こしていくためにつかましての募集方法等につきましては、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） ありがとうございます。

いろいろ大変だなということが分かるわけですがけれども、3回目は質問というより、課題の指摘をすることで質問とさせていただきたいと思えますけれども、現場もさっきも人の採用にしても、町としては県にも要望していかないけんだろうと、あるいは掘り起こしのための課題も引き続き研究ということですが、本当、大変ですね。

一つは、県費の日本語講師が、指導の上限枠が1人週5時間とか、初年度8時間と、上限枠があることについて、僕も県教委にも聞いてみたんですね。そうしたら、これは県教委は、文科省の基準があるんだと。それに標準として定めていると。文科省が特別な教育課程の場合の標準として定めていると。それに従って、県もこの措置要領というのを定めて、5時間、8時間、初心者8時間、2年目5時間という枠、これを定めている。これ以上の時間を取って指導する先生を雇うんなら、それはあとは町なり市で給料を出してねということになるラインで、雇ったらいけんというわけじゃないんですね、一つの費用のラインとしてやっとなんだということですね。

ただ、よう聞いてみると、やっぱりこの枠では、初年度の子どもには不十分なんじゃないと僕も聞くわけですがけれども、確かにもう少し時間枠があってもいいという声は聞きますということでは言われましたね。さっきの教え方で言えば、取り出して授業に、日本語教室を出るところの指導だけではなくて、入り込んで指導することもできるわけですから、きちっと人がおれば、指導できんことはないというわけですね。それも同感ですと。課題ですと。課長さんじゃなかったんですけども、担当者はそういうことを言っていましたね。

でも、基本的にやっぱり学校現場、教育現場というのは、自分たちの責任の中で与えられたマンパワーで何とか頑張るんだという、そういう使命感が強いところですから、どうしても要望は出すけども、自分の責任の中で何とか頑張るという、よき職場マインドとありますが、あるので、本当に大変だろうと思えますけれども、これはもっと枠を増やしていかないとと思うわけです。

県教委のその担当者も、いや、基本的に教職員の基礎定数とか加配の定数とか、そういう定数改善はずっと国に要望しているんですよというようなこともおっしゃっていますね。これらはいわゆる少人数学級の実現ということとともに、少しずつは改善されているんでしょうが、さらに国のほうでも頑張ってもらわなきゃいけないような気がいたします。

こうした要望に応えるためには、何と云っても、国が文教予算を増やさないわけですね。そのためには、防衛予算だけ極端に倍増させているのは、これはちょっとだけこっち回せば済む話ですよ。国際化が進んで、どの国のどの人ともきちっと仲よく、きちっと暮らしていこうやという、そういうことを教育現場で教えながら、国のほうじゃ、敵基地攻撃のためのいわゆるミサイルをいっぱい買い込んで、アメリカから。防衛兵器じゃないんですね。攻めていく兵器ですね。教育現場の国際化と国の防衛というのは、すごく矛盾しているような気がして、そのしわ寄せが私たちのこの地方の教育現場なりにも来ているということがよく分かるわけですね。

国際化の教育問題の根っこにも、やっぱり大本の、私たちの国民が決める国家予算の、あるいは国の教育の在り方の考え方というのが結びついているのというのがよく分かるわけですね。サリバン先生の、国の今の政府に私たちはどう翻弄されているのか分かりませんが、こういったことも本当に国際的に視点を、目を巡らせながら、現場の教育をグローバルに考えるということになる課題だと思います。その認識を改めていたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第7項、外国人児童生徒の学校教育、15番田中議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで昼休憩といたします。再開は13時5分からといたします。休憩。

（休憩 午後 0時05分）

（再開 午後 1時05分）

○副議長（森本将文君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（森本将文君） 続いて、総務文教関係第8項、放課後児童クラブの運営について、3番安部議員の質問を行います。

3番安部議員。

○3番（安部智恵美君） 3番安部智恵美でございます。

放課後児童クラブの運営について質問します。

保護者が共働きなどの理由により、祖父母など保護者に代わって児童保護できる人がいない場合、学童保育を受けられます。私自身も3人の子を育て、学童保育のお世話になり感謝しております。おかげさまで、安心して就労できましたし、子どもたちもたくさんの仲間ができて、寂しい思いをすることなく過ごせました。就労など様々な理由で留守家庭になる場合、放課後児童クラブはなくてはならない場所であります。それでは、質問に入ります。

放課後児童クラブの運営について。放課後児童クラブを利用されている保護者から運営について相談されることがあります。静かにしておかないといけないとか、外遊びができないとか、理由は様々で、面白くないから子どもが行きたがらないと。そういった声が聞かれます。就労のため、放課後児童クラブを利用せざるを得ない保護者にとって、子どもが行かなくなると仕事が続けられなくなるといった事態に陥ることになります。子どもたちが楽しめる、そして、行きたいと思える放課後児童クラブになるために、運営体制の見直しが必要だと考えます。子どもも保護者も満足するための具体的な方法についてお伺いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

3番安部議員からの一般質問、放課後児童クラブの運営についてに答弁いたします。

放課後児童クラブについては、大きく四つの項目、1. 生活の指導、2. 遊びの指導、3. 安全の確保・健康の管理、4. 家庭との連絡を基本に、おおむね40人に2人以上の職員を配置し、施設は小学校の空き教室などにより運営をしているところです。

近年において、就労環境の変化により、放課後児童クラブのニーズは高まっており、令和7年度当初の登録児童数は5校合計で769人と、全校児童のおおむね4人に1人が利用されている状況で、限られた施設環境、人員体制の中で運営をしているところです。

それでは、議員の御質問、子どもも保護者も満足するための具体的な方法についてですが、静かにしておくことや外遊びをできなくしていることについては、施設面と人員体制が主な理由として挙げられます。限られた人員体制の中、また、空き教室等を活用する中で、管理運営については、まずは放課後児童クラブで過ごす児童の安全

の確保が重要となります。そのため、多くの児童への生活の指導、遊びの指導を行き届かせるために、活動時間によっては静粛にすべき時間というのは生じてきます。また、外遊びにつきましても、人員体制が十分確保できず、管理ができないことから中止している放課後児童クラブもあるところです。人材の不足や配慮を必要とする児童の増加に伴い、1人の支援員が担当する児童数が増加し、一人一人の児童へのサポートが難しくなっています。

その中、保護者が安心して就労できるよう、児童の安全を第一に考え、運営のほうに努めていますが、児童が行きたがらないという保護者の声を真摯に受け止め、運営体制のさらなる改善が必要だと考えております。

そのため、何より人員体制の確保が最重要課題となります。放課後児童クラブ支援員の募集について、広報、専門の求人サイトなど様々な媒体の活用に取り組んでおりますが、希望者が少なく、必要人員数に至らないのが現状です。

今後は、学生アルバイトの受入れ、人材バンク登録などを行うとともに、募集方法も雇用条件を明確にする、仕事の内容を分かりやすく、魅力のある職場であるということ伝えるなど見直しをしたいと考えております。

放課後児童クラブを運営する人材の確保と施設環境の改善を図った上で、外遊びなど屋外活動の実施、室内イベントの拡充など、子どもたちが毎日楽しめる、行きたくなる放課後児童クラブの適正な運営に努めていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

3番安部議員。

○3番（安部智恵美君） 3番安部です。答弁ありがとうございました。

主には人員不足の問題で、子どもたちの安全の確保を重点にして、厳しい指導がなされているということが分かりました。

確かに子どもたちの安全の確保は重要なことだと思います。日々、支援員の方々も多くの子どもたちに向き合って過ごしていただいているところですが、予算をしっかりとつけて、予算をしっかりとつけて、ここ大事なところなので2回、言いました。人員体制を整えるとか、施設環境を整えるとかはできるのではないかと思います。

11月7日の全員協議会で、人員確保対策の一つとして、民間事業者の活用ということで、人材派遣といった方法も取り組んでみたいということでした。他市町では、

公設民営として、民間事業者への業務委託などの事例もあるようです。人員不足の取組の一つとして、府中町こども計画にも、基本施策の「働きながら子育てできる環境づくり」として放課後児童クラブの充実は掲げられていますし、利用を希望する児童の増加に伴い、民間委託を含めた受入先の整備を検討していきますと、提供体制確保方策の考え方として示されています。

運営体制の見直しとして、民間委託などにより、子どもも保護者も満足する体制づくりについて、お考えはありませんか。また、人材派遣に取り組む場合、会計年度任用職員の雇用よりも大幅に人件費相当額が増加することが懸念されます。答弁にもありますように、支援員の確保に大変、苦慮されており、今後、様々な工夫をされるということです。支援員の採用に当たり、資格や経験、年齢制限を緩くして、町内居住の住民に声かけするなどして、町民の資格があるのに働いていない人や退職後の教員など、隠れている優秀な人材を活用することはどうでしょうか。併せて、お伺いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。

安部議員の2回目の御質問について答弁いたします。

まず、一つ目の御質問、民間委託などによる子どもも保護者も満足する体制づくりについてですが、11月7日の全員協議会で、人員確保対策の取組の一例として、通常の会計年度任用職員の募集を行ったのでは補充できない現状を踏まえ、人材派遣といった方法にチャレンジしたいと御説明差し上げたところでございます。

議員の御質問にもございますように、他市町の事例では、民間事業者へ業務委託した公設民営の放課後児童クラブがあることも承知しているところですが、現時点では、第5次総合計画前期実施計画期間中においては、公設公営の運営体制を維持し、人員不足の解消、施設環境の整備に取り組んだ上で、その他サービス向上対策を検討し、子どもが楽しく過ごせ、保護者も安心して任せいただける放課後児童クラブにしていきたいと考えております。

次に、二つ目の御質問、町民の隠れている優秀な人材を活用することについてですが、放課後児童クラブ職員は有資格者のみならず、一般の方も補助員として採用することが可能です。そのため、議員の御質問にあります資格や経験、年齢制限という点

につきましては、現時点でも多くの方が申込可能な状況でございます。教員免許や保育士、社会福祉士といった一定の資格を有する方は、採用後、実務経験がなくても、すぐに放課後児童クラブ支援員等認定資格研修を受講し、資格取得が可能で、その他の方についても2年間の実務経験を経て、研修を受講、支援資格を取得することができます。

職員募集に当たっては、現在、会計年度任用職員として、一般的な手法により実施しているところですが、応募も少なく、職員採用に苦慮しているところがございますので、議員の御質問にもあります、町民の資格があるのに働いていない人や退職後の教員といった、隠れている人材、優秀な人材について、広報による募集のほか、紹介、推薦などによる町民の優秀な人材の採用方法につきまして、アイデア、知恵を出していきたいというふうに考えております。

答弁は以上です、よろしくお願いいたします。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

3番安部議員。

○3番（安部智恵美君） 3番安部です。答弁ありがとうございました。

当面は人員体制の強化を町で取り組みされるということで、期待したいと思います。しかしながら、人員体制については、なかなか解決する問題ではないと思いますので、民間委託などの事例も紹介しましたが、これに固執することなく、人と人の触れ合いが感じられる、子どもの笑顔がずっと続くような人員体制を構築していただけたらと思います。

最後に、要望で終わりたいと思いますが、アンケート調査において、施設設備の改善を望む声がありました。私自身も利用者からお話を聞いていくうちに、トイレを含め、様々な施設改修を望む声が多くあることが分かりました。放課後児童クラブの多くは、学校施設を利活用して運営しています。放課後児童クラブのみでの施設改修、設備改修の計画は難しいとは思いますが、子どもたちが過ごす場所です。施設面、運営面とも、一つ一つ改善していくことは大変だと思いますが、必要な予算を措置して、保護者が働きながら安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいただきたい。そして、子どもたちが主役となり、リラックスして楽しく自由に過ごせる場となるよう強く要望して、私の質問を終わります。

I w a n t y o u r a i s e t h e c h i l d r e n o f F U C H

U t o w n t o b e k i n d a n d s t r o n g . T h a n k y o u .

ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第8項、放課後児童クラブの運営について、3番安部議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、ごみの適正分別、排出に向けた取組について、2番橋井議員の質問を行います。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番橋井です。よろしくお願いいたします。

ごみの適正分別、排出に向けた取組について質問をさせていただきます。

環境省の統計によると、日本人1人が1日に出すごみの量は851グラム、これは年間で約311キログラムという膨大な量になるそうです。全国的には年間4,000万トンものごみが排出されており、これは10トントラック400万台分に相当いたします。処理費用も年間2兆円という莫大な税金が投入されているのが現実です。

日本でのごみの最終処分は、主に焼却処分か、埋立処分です。ごみの焼却時には、温室効果ガスである二酸化炭素が排出され、プラスチックを燃やすと有害物質のダイオキシンが発生する場合があります。埋立処分に関しても、埋立地から温室効果ガスであるメタンガスが発生をします。ごみ分別を行って、リサイクル可能なものを増やすことは、限られた資源の有効活用と焼却や埋立てが必要なごみの量を減らすことで処分のためのエネルギーや燃料消費量を減らし、温室効果ガスや有毒物質の発生量を削減することにつながります。

また、最終的に焼却処分するごみだとしても、自治体の指示に従って、素材や種類に、よりしっかり分別することによって、焼却処分時の消費エネルギーを削減することができるので、温室効果ガスの発生量を減らすことにもつながります。

国が定めるごみ処理基本計画は、市町村が長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものであります。

ごみの適正分別と排出の推進は、環境保護や地域の美化、資源の有効活用にとって非常に重要なことです。ごみの適正な処分は、町民生活と環境保全に直結する重要な課題で、町のごみ処理計画においても、適正分別、適正排出が課題の一つとされていますが、適正分別、適正排出の実践には、町民の理解と協力が欠かせないものと考えます。

今年度は、ごみ処理計画の改定年度であり、今後の方向性を定める重要な節目でもあることから、ごみの適正分別、排出に向けた現状と取組について伺います。

まず、このたびの計画策定に当たり、アンケート調査やごみの状況調査などを実施されていると思いますが、ごみの分別、排出の現状や課題をどのように分析をされていますか。お伺いをいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

2番橋井議員からの一般質問、ごみの適正分別、排出に向けた取組についてに答弁いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項では、市町村は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うため、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。当町では平成28年度にごみ処理基本計画を策定し、今年度で計画終期を迎えることから、現在、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする第2次計画の策定を進めているところです。

御質問の計画策定に当たり、アンケート調査やごみの状況調査などを実施されていると思いますが、ごみの分別、排出の現状や課題をどのように分析されていますかについて答弁いたします。

当町におけるごみの分別、排出の現状は、住民、事業者の皆様の御理解と御協力により、全体として一定の成果が現れていると認識しております。具体的には、ごみの排出量は、令和元年度の約1万6,000トンピークに、令和6年度は約1万4,000トンまで減少し、住民1人1日当たりに換算すると736グラムとなり、ごみ処理基本計画の数値目標である758グラムを達成し、全国平均の851グラムを大幅に下回っている状況です。さらなるごみの排出量の削減に向け、国においては、

令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、全国的に食品ロスの削減に向けた取組を進めているところです。

当町において毎年実施している一般廃棄物組成調査の結果によると、普通ごみの中に手つかずの食料品が、家庭系ごみで13.5%、事業系ごみで23.1%混入しており、まだまだ改善の余地があるという状況です。

食品ロスの削減は、ごみ排出量の削減にとどまらず、食糧資源の有効活用、世界で生じている飢餓、食糧問題への対応といった観点からも重要な課題であり、今後、食に関する意識を全ての人が、より一層、高めていく必要があると考えています。

また、当町のリサイクル率の現状は、平成30年度から開始した雑紙の分別収集や町内会による集団回収の推進などにより、計画当初からは上昇しているものの、令和6年度に17.4%と、ごみ処理基本計画の数値目標である23.2%は未達成となり、全国平均の19.5%からも下回っているという状況です。

国においては、リサイクルの推進、海洋プラスチック問題を背景に、令和4年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行し、市町村はプラスチックの資源化に努めなければならないと規定されました。

当町においても、プラスチックの資源化に向けた体制を整備していくとともに、新たな分別品目の追加に当たっては、住民の皆様の適正分別、適正排出への理解と実践を促す施策が必要と考えております。加えて、今般の人件費や燃料費の高騰は、ごみ処理にも大きく影響しており、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の全ての場面に関係しています。当町のごみ処理にかかるコストは年々上昇傾向にあり、令和6年度は約7億9,000万円と、15年前に比べると、約2億円増加しています。

安定的なごみ処理体制を持続可能なものとするためには、こうした経費の増加にどのように対応していくかが今後の大きな課題と考えております。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番橋井です。御答弁、大変ありがとうございました。

ごみの分別、排出は、住民、事業者の皆様の理解と御協力により、全体として一定の成果が現れているということでございました。また、ごみの排出量は減少しているものの、この処理にかかるコストが年々上がっているのが今後の課題であるという御

答弁もいただきました。

2 問目に具体的なことでお伺いをしたいと思います。

リチウムイオン電池の処理についてなんですが、ごみ収集車やごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因と見られる火災などの発生件数が増えております。2023年は前年の2倍となり、8,543件に上りました。この問題に対応するため、環境省は家庭から出される同電池を廃棄物として回収するよう全国の自治体に要請を行いました。火災件数の減少に向けては、分別収集の徹底が鍵となるとしてきました。

リチウムイオン電池は主にスマートフォンやモバイルバッテリー、加熱式たばこなど、多くの製品に用いられております。燃えるごみなどと分別されずに捨てられたりリチウムイオン電池に圧力や衝撃が加わり、発火することが多いようです。

回収方法をめぐっては、統一された仕組みがなく、一般廃棄物の処理を担う市町村によって異なるのが実情です。分別回収を行っている自治体は全体の75%にとどまっているようです。環境省による今回の通知では、全ての市町村において家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等の安全な処理体制を構築していく必要があると明記をされております。課題となる回収方法については、他のごみへの混入を防ぐため、決められた回収場所や個別での分別収集を基本とするよう求められております。

リチウムイオン電池を使用した製品が誤って排出されたことにより、ごみ収集車やごみ処理場での多数の火災が発生し、社会問題となっておりますが、適正分別、適正排出の理解と実践を促すため、どのような取組をされておりますか。また、ごみが適正に排出されなかったことによる火災事故等を把握されますか。リチウムイオン電池などについて、公共施設での定点回収を導入する考えはありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

環境課主幹。

○環境課主幹（長西宣夫君） 環境課主幹です。

2 番橋井議員からの2回目の質問にお答えいたします。

まず、適正分別、排出の理解と実践を促す取組ですが、当町では、毎年、ごみ出しの全般のルールを記載した「家庭ごみの正しい出し方」という冊子を作成し、3月に全戸に配布して、基本的なルールの周知に努めています。また、府中町の公式アプリ「ふちゅうポータル」の中にある、ごみ分別アプリにおける分別辞典において、より

細かな品目ごとの処分紹介をしているところです。

次に、ごみの適正に排出されなかったことによる火災事故等ですが、火災事故の原因としては、リチウムイオン電池の混入のほかに、中身の残ったライターやスプレー缶、カセットボンベなどが原因であると考えられます。

当町の可燃ごみの受入先である安芸クリーンセンターでは、聞いたところによりますと、令和元年に可燃性粗大ごみを破砕する工程で火災が発生したことがあるようですが、何を破砕して発火したかは特定されていません。府中町のほうになりますと、令和5年12月に、普通ごみに混入されたモバイルバッテリーが原因で、ごみ収集車から煙が出る事案が発生しています。この事案が発生した際には、ホームページやアプリ、また、広報「ふちゅう」で注意喚起を行いました。

最後に、リチウムイオン電池などの公共施設への定点回収の導入についてお答えいたします。

当町では、今年度からモバイルバッテリーを含めたリチウムイオン電池等の小型充電式電池の廃棄に対して、環境センターへの自己搬入により対応していましたが、議員がおっしゃったとおり、環境省からの通知がございまして、令和7年4月15日付、「環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知 市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」の通知において、「住民にとって利便性の高い分別収集を基本として分別収集を行うこと」との通知を受け、来年度以降、当面はごみステーションで月に一度、埋立て・有害ごみとして収集を行うよう準備を進めております。

また、合わせて、大型ごみで現在、収集しておりましたスマートフォンやハンディ扇風機など小型の充電式家電類も有害ごみとして収集を行う予定で準備を進めております。これも広報などを通じて、広く広報していきたいと思っております。

答弁は以上となります。よろしくお願いたします。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

2番橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 御答弁、大変ありがとうございました。3回目は要望という形で、紹介を交えながらさせていただきます。

まず、東京新宿区で4月からリチウムイオン電池の回収を始めたということで、これまではメーカーなどの事業者側の自主的な回収に任せてきましたが、ほかのごみと

混ぜられて捨てられるケースが相次ぎ、住民から捨て方についての問合せも多かったということです。このため、週1回、資源ごみとして収集を行うことになり、4月9日には発火を防ぐための平積みができるトラックで集積場を回り、消火フィルムがつけられた専用の缶に入れて回収を行ったそうです。4月1日から8日までに区内全域で回収されたリチウムイオン電池やモバイルバッテリーは専用の缶8個分に上り、この日、清掃事務所に運び込まれましたということです。

府中町では、ごみステーションで月1回、町内会のですね。収集していただけるという、来年度からというふうな答弁だったと思います。

今後、リチウムイオン電池はまだまだ拡大し、廃棄処分時の発火事故等が見込まれると思います。新たにリチウムイオン電池のイラストを設けたり、専用の回収ボックスを設置して、自治会での回収を周知していただけたらどうでしょうか。また、公共施設等に専用のボックスなどを設置し、回収を促してはいかがでしょうか。そういったことを要望して、質問を終わります。大変ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第1項、ごみの適正分別、排出に向けた取組について、2番橋井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、健康マイレージ制度について、17番狩野議員の質問を行います。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。一般質問通告に従い、健康マイレージ制度についての質問を行います。

府中町の取組で、町民の皆さんに健康づくりを行ってもらう制度として、何らかの特典があることで、やる気を起こしてもらおうという制度、いわゆるインセンティブ制度といいますけど、この制度を用いた取組が現在、二つ実施されております。

一つは、これまでに何度も一般質問で取り上げられ、私も以前、一般質問を行いました高齢者いきいき健康ポイント制度であります。この高齢者いきいき健康ポイント制度は、一般質問などを通じて多くの方が知っている制度ではないかと思えます。

もう一つは、健康マイレージ制度というものがあります。この健康マイレージ制度は、高齢者いきいき健康ポイント制度に比べて、認知度が低いのではないかと感じております。今回の一般質問は、この健康マイレージ制度について注目してもらおうという意味も込めて行いたいと思えます。

健康マイレージ制度とは、スマホを用いて、個人単位で行う活動です。各自のスマホに健康マイレージ制度アプリをインストールすることで、ウォーキングでの歩数やアプリ内の健康に関する動画などを視聴することで、それぞれに応じたポイントが獲得できて、ポイントがたまっていくというものです。

様々な取組を行い、毎月1,000ポイント以上ためた人の中から抽選でギフトカードがプレゼントされるというものです。例えば、健康のために毎日歩いている人が万歩計としてこのアプリを利用する場合、1か月の歩数によっては1,000ポイント以上となり、もしかしたらギフトカードがもらえるかもしれないというものです。特典があるため、より懸命に取り組むというのが、先ほど述べたインセンティブ制度というものになります。

実施対象者は18歳から64歳の町内在住・在学・在勤の人となっており、65歳以上の人の高齢者いきいき健康ポイント制度に対して、65歳未満の方が行える制度であると言えます。私もこう見えてもまだ65歳にはなっていませんので、数年前から府中町のこの健康マイレージ制度に参加をしております。スマホを身につけ、歩くことで歩数がカウントされ、その日の歩数のランキングが表示されるようになっており、ひそかに頑張ってトップを目指しておりますが、なかなか達成できそうにはございません。

広島県内の各自治体においても、健康づくりや介護予防等の活動に対してポイントが付与される事業が実施されていますが、一概に各自治体を比較するのは難しいのですが、府中町は18歳から65歳、そして65歳以上という二つに分けて、それぞれの目的に合った内容、ポイント付与が行われており、他の自治体より充実した健康づくり事業が行われているのではないかと考えております。

高齢者いきいき健康ポイント制度はグループ単位での活動ということで、活動状況も外部から見て分かりやすいのですが、一方で、健康マイレージ制度は個人でスマホを用いての活動ということで、活動状況が外部からは分かりにくい状況にあります。この制度がうまく機能して健康づくりに役立っているのかが気になるところであります。

以上のことから、質問といたしまして、健康マイレージ制度の利用者数を含めて、現在の状況について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

17番狩野議員からの一般質問、健康マイレージ制度について答弁いたします。

健康マイレージ制度は、健康づくりを実践すると、健康マイレージ、ポイント制となっておりますが、こちらの健康マイレージがたまり、得点を手に入れることができる仕組みで、健康づくりの意欲を高め、健康的な生活習慣が身につくことを応援し、自然に生活習慣病の予防・改善につながることを目指した取組です。

当町においても、平成26年度から事業実施していますが、令和4年12月からはスマートフォンアプリとして導入し、実施しています。スマートフォンアプリを活用し、参加者が互いに健康づくりに取り組む意欲を高め合い、健康づくりの輪を広げるものとして、病気の早期発見につながるがん検診等の受診や個人で運動を始められるウォーキング、町指定イベントへの参加など、健康づくりに取り組むことをポイント付与の対象としています。

ウォーキングをすると自動でスマホに記録される歩数をポイント付与の対象とすることで、健康づくりの取組を数値化し、個人が客観的に評価でき、毎月1,000ポイント以上ためた人の中からは抽せんでギフトカードがプレゼントされます。また、アプリの機能の一つであるランキング機能により、健康づくりに取り組む参加者へのモチベーションの維持を図り、アプリ内で動画を提供し、健康づくりを啓発しています。

対象者については、目的にある生活習慣病の予防・改善を図るに注目し、40歳から60歳に多い疾患とされている生活習慣病の発症前からの予防を推進するため、18歳から64歳としています。65歳以上の方には、事業目的が高齢者の社会参加意欲を活動に結びつけ、その活動を通じて、介護予防、健康増進に資することとし、高齢者の社会参加と地域活動の活性化を促進する高齢者いきいき活動ポイント事業が実施されていることから、ポイント付与の対象者とはしていませんが、アプリを活用して健康づくりを実践し、健康管理をしていただくことはできます。

御質問の現在の状況についてですが、アプリの利用者数は令和7年3月末の2,251人から、この10月末現在で2,422人と、上半期においても171人増加している状況であり、マイレージ制度アプリが個人で取り組む健康づくりのきっ

かけとして、役目を果たしているものと考えています。

スマホを用いた活動は外部から分かりづらいとの御指摘もありますが、昨今、スマホを用いた歩数計測のアプリやその機能を備えた腕時計など多くの商品が出回っており、毎日の運動量や歩数を客観的に把握し、健康管理に役立つとされています。

今後もアプリの周知やアプリ内の動画内容の充実に努め、利用者を増やし、住民の健康意識の向上及び生活習慣病の予防推進を図ってまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 2回目の質問はございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。ありがとうございました。

上半期で、約7か月で200人近く利用者数が増えてきているとのことでした。アプリを導入して、力を入れて取り組まれている事業であると思われまますので、より多くの方が利用されるように、引き続き、様々な取組を行っていただきたいと思ひます。

その利用者を増やす取組について、2回目の質問を行います。

健康マイレージ制度は65歳未満が対象で、65歳以上は高齢者いきいき健康ポイント制度へと変わっていき、ポイントの付与対象も変わってまいります。高齢者いきいき健康ポイント制度では、ウォーキング活動に参加することでポイント付与されますが、何歩以上歩いたので、さらにポイントが付与されるということにはなっておりません。あくまで活動に参加したか、していないかというポイントになります。

より高齢者の皆さんが健康増進を図ってもらおうという目的で、健康マイレージ制度を65歳以下ではなく、全年齢を対象にすることで、65歳以上の、これまではウォーキングに参加してポイントを獲得されていた皆さんが、さらにウォーキング歩数等を意識して運動してもらえ、体力向上、健康維持につながるのではないかと考えております。

以上より、2回目の質問といたしましては、65歳以上の人も健康マイレージ制度の対象年齢にすることで、今の高齢者いきいき健康ポイント制度で受け取れる特典に加え、もしかしたら、さらにプレゼントがもらえるかもしれないという、よりやる気が起こり、体を動かすことや、さらなる健康への取組が行われ、健康増進にも効果があると思ひますが、対象年齢拡大についての考えを伺ひます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（森本将文君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

17番狩野議員からの2回目の御質問、65歳以上の人も利用できるよう、健康マイレージ制度の対象年齢拡大について答弁いたします。

健康マイレージアプリの対象年齢については、部長の答弁にもありましたように、生活習慣病の予防・改善を図るために取り組んでいるもので、生活習慣病は40歳から60歳に多い疾患とされています。そのため、現在の主な対象者を生活習慣病の発症前からの予防を推進するとして、18歳以上から65歳未満としています。

なお、65歳以上の方もアプリを利用することはできますが、対象者ではないため、ギフトカードの抽せんには参加できません。

65歳以上の方には健康づくりや地域ボランティア活動などに参加することでポイントが付与される高齢者いきいき活動ポイント事業に参加し、活動の場に出かけることで、継続して健康づくりに取り組んでもらう事業を実施しているところですが、今後の高齢者人口の増加、高齢化の進展を踏まえ、高齢者の健康づくりの推進が必要と考えています。

御質問の対象年齢の拡大については、令和9年度に迎える現アプリの更新時に検討することとし、いつでもどこでも個人で健康づくりに取り組めるアプリを65歳以上の高齢者の方にも健康づくりのモチベーションとして利用していただけるよう検討してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（森本将文君） 3回目の質問はございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。ありがとうございました。

御答弁で、次期更新時には年齢拡大も検討されるということでございました。その更新時にさらに検討していただきたい項目を要望として述べさせていただきます。

今の方法であれば、高齢の方もスマホにアプリを入れての使用になると思われまます。高齢者の多くの方はスマホを使用されていますが、当然、使用されていない方もいらっしゃると思いますし、使っているけど、アプリをインストールして、アプリを使って活動を行うことなど、スマホを使いこなせないという方もある程度はいらっしゃるのでは

ないかと思ひます。スマホ以外の方法でも参加ができる方法を考える必要があるのではないかと思ひまして、私なりにいろいろとネット上で調べてみたところ、参考になる自治体がありましたので、紹介をさせていただきます。

福岡県のある自治体では、同じように歩数によりポイントが付与されるという制度がありますが、スマホアプリ以外に活動量計という機器を自治体が貸し出し、それに歩数が記録されて、自治体の指定拠点やコンビニからデータ送信を行うというものです。スマホでも活動量計でも参加ができる取組でございます。今後、スマホ以外でも参加できるように、複数の選択肢もあってもよいのではないかと思ひます。

私が見つけた以外の自治体でもいろいろな方法で実施されているのではないかと思ひますので、ほかの自治体の実施状況も研究していただき、誰でもより簡単に参加できる制度になることを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（森本将文君） 以上で、第2項、健康マイレージ制度について、17番狩野議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森本将文君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は12月16日午前9時半から会議を開きます。

御苦労さまでした。延会。

（延会 午後 1時55分）